

平成30年第1回広尾町議会定例会 第3号

平成30年3月9日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 行政報告
- 3 一般質問
- 4 議案第43号 広尾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第44号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第12号）について
- 6 発議第2号 議会広報特別委員会の設置について

○出席議員（13名）

1番 浜 野 隆	2番 萬亀山 ちず子
3番 北 藤 利 通	4番 前 崎 茂
5番 志 村 國 昭	6番 山 谷 照 夫
7番 星 加 廣 保	8番 渡 辺 富久馬
9番 小 田 英 勝	10番 小 田 雅 二
11番 旗 手 恵 子	12番 浜 頭 勝
13番 堀 田 成 郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	道 淳 一
兼 出 納 室 長	道 淳 一
総 務 課 長	白 石 晃 基
総 務 課 参 事	松 田 哲 典
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
企 画 課 長	長 田 吉 弘
企 画 課 長 補 佐	宝 泉 大
税 務 課 長	西 脇 秀 司

住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
兼 住 民 課 長 補 佐	村 上 洋 子
保 健 福 祉 課 長	山 崎 勝 彦
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 長	山 崎 勝 彦
保 健 福 祉 課 長 補 佐	佐 藤 清 美
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	菅 原 樹 美 恵
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 次 長	金 石 輝 義
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	村 上 洋 子
兼 老 人 ホ ー ム 所 長	金 井 秀 司
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 井 秀 司
農 林 課 長	平 浩 則
兼 町 営 牧 場 長	平 浩 則
水 産 商 工 観 光 課 長	雄 谷 幸 裕
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	室 谷 直 宏
兼 建 設 課 長	小 川 浩 司
建 設 課 長 補 佐	北 藤 盛 通
建 設 課 長 補 佐	前 田 一 真
建 設 課 長 補 佐	寺 井 真 司
上 下 水 道 課 長	小 川 浩 司
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	小 川 浩 司
港 湾 課 長	森 谷 亨
国 保 病 院 事 務 長	今 井 啓 容
国 保 病 院 事 務 次 長	齊 藤 裕 美
国 保 病 院 事 務 次 長	渡 辺 將 人
兼 国 保 病 院 事 務 次 長	金 石 輝 義

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	笹 原 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
ひ ろ お 幼 稚 園 長	道 尚 子
社 会 教 育 課 長	保 志 悟
兼 海 洋 博 物 館 長	保 志 悟
社 会 教 育 課 長 補 佐	浜 頭 力
図 書 館 長	奥 村 京 子

〈選挙管理委員会〉

委員長	宮脇昭道
併書記	白石晃基

〈監査委員会〉

代表監査委員	大林忠
併書記	菅原康博

〈公平委員会〉

委員長	木下利夫
併書記	白石晃基

〈農業委員会〉

会長	今村弘美
事務局	早川修

○出席事務局職員

事務局	菅原康博
総務係	鎌田慎
総務係主事	林菜々美

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

1、議長（堀田） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

議員の出欠ではありますが、12番、浜頭勝議員より遅参の届け出があります。

本日、町長から議案2件を受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、10番、小田^{おだ}雅二議員を指名します。

◎日程第2 行政報告

1、議長（堀田） 日程第2、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、1点目のひろお保育園における園児の負傷についてであります。

平成30年2月13日、午前9時ごろであります、ひろお保育園大ホールにおきまして、園児が負傷する事案が発生いたしました。

内容といたしましては、大ホール内において児童2人が高さ70センチほどの跳び箱を使って遊んでいたところ、1人の児童が跳び箱から落下し、手を骨折したものであります。直ちに担当保育士が応急処置をし、保護者に対して負傷させた経緯を説明するとともに、病院を受診したところであります。手術、入院を伴う負傷となりましたが、現在は退院し、通院しながら保育園に通っているところであります。

常日ごろから職員へ保育環境の安全対策については機会あるごとに周知徹底を図っているところですが、今後このような事案が発生しないよう、さらなる安全対策をとっていくよう努めてまいります。

2点目であります。大雪に係る被害状況についてであります。

3月1日発生した低気圧が北海道に接近したことにより、3月としては統計開始以来、史上4番目となる59センチの降雪量を記録いたしました。この雪により、1日午前4時40分に豊似・野塚地

区で580戸の停電が発生し、午前8時9分に復旧をいたしました。

また、人的な被害はありませんでしたが、農業関連施設において育成舎、堆肥舎、D型ハウスが各1件全壊する被害が発生し、育成舎内にいた牛1頭の死亡が確認されました。

被害額については、現在、調査中であります。被害に遭われました町民の皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

次に、3点目の第5次広尾町まちづくり推進総合計画「第3期実施計画」の見直しについてであります。

第5次広尾町まちづくり推進総合計画実施計画の見直しにつきましては、財政状況や社会・経済情勢等の変化に対応するため、3年ごとに見直しをすることとしております。今回は、30年度からの新たな事業の実施に向け、追加や修正など軽微な見直しを行うものであります。

お手元に配付をしております別冊の行政報告資料の「第3期実施計画の見直しについて」ごらんをいただければと思います。

1ページであります。

最初に、ひろお保育園増築事業であります。31年度認定こども園の開設に向け、保育室2室を増設するものであります。事業費につきましては、5,205万6,000円を計上しております。主な財源は、過疎対策事業債を予定しております。

続いて、子ども・子育て支援事業計画策定事業についてであります。子ども・子育て支援法に基づく広尾町子ども・子育て支援事業計画の次期計画策定に向け、ニーズ調査、子どもの貧困に関するアンケートを実施するものであります。事業費につきましては、30年度356万6,000円、31年度1万4,000円でありまして、財源につきましては、地域子どもの未来応援交付金163万5,000円を計上しております。

続いて、広尾バス待合所整備事業についてであります。現在、バス待合として利用されている鉄道記念館は、経年劣化による損傷が深刻で全面的な復旧が困難な状況であります。規模を縮小化して建てかえるものであります。なお、記念館の展示品につきましては、海洋博物館へ移設する予定であります。事業費につきましては、全体で3,527万3,000円を計上しております。主な財源は、過疎対策事業債を予定しております。

続いて、広尾バス待合所管理運営事業についてであります。この事業は、広尾バス待合所の建設に伴い、竣工後の維持管理費を計上しているものであります。事業費は、30年度41万8,000円、31年度以降50万円を計上しております。財源は、国鉄広尾線代替輸送確保基金繰入金等を予定しております。

次に、資料の2ページであります。

鉄道記念館管理運営事業についてであります。この事業も広尾バス待合所の整備に伴う解体撤去工事着工までの現施設の維持管理費を計上しております。事業費につきましては、30年度28万9,000円、31年度以降は発生をしないところであります。

続いて、管網整備計画ほか作成事業であります。将来的な水需要動向等を踏まえ、管径のダウンサイジングや新規埋設ルートを選定を行うための管網整備計画、水道管や浄水場等の施設の更新需

要から中長期的な財政収支を作成するアセットマネジメント、水道事業の将来に向けて目指すべき姿勢や方向性、取り組むべき施策を示す水道事業ビジョンをそれぞれ作成するものであります。事業費につきましては、1,414万8,000円を委託料として計上するものであります。財源は、水道使用料であります。

今回の見直しによりまして、平成30年度以降の3年分の年度別事業費の総額が1億166万4,000円の増となり、見直し後の事業費の総合計は90億2,536万7,000円となるものであります。これら6件の事業の見直し案につきましては、3月6日開催のまちづくり推進計画委員会において承認を受けているところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、行政報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

1、議長（堀田） 日程第3、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、3番、北藤利通議員、発言を許します。

1、3番（北藤） 私は、2つの質問をさせていただきます。

まず1点目は、オソウシ牧場の利活用について。

平成27年の入牧牛に、ダニからの媒介によりピロプラズマ病が10数頭の牛に発病し、その後、2年間休牧をして草地の更新を行うなど、ダニの駆除撲滅に向けて取り組んでまいりました。

今後、この2年を経過した今年30年、再開の見通しでございますけれども、このオソウシ牧場の利活用をどのように進めていくのかをお伺いいたします。

2点目でございます。

サンタランドの新たな取り組みは。ひろおサンタランドは、昭和59年11月にノルウェー王国オスロ市から設立認定を受け、同年12月に認定式を行って34年が経過しておるところであります。当時はシーサイドパーク広尾とともにまちづくりの核と位置づけ、さまざまな活動を行ってきました。

平成3年から北欧サンタランドとヨーロッパ流通産業視察研修がスタートし、商工会をはじめ、各産業団体青年部、一般青年など5団体が本家のサンタランドを視察し、ひろおサンタランドの活動やイメージづくりの参考にしていると聞いております。平成17年にシーサイドパーク広尾が閉園になり、以来まちづくりの核はサンタランド1本に絞られ、広尾町をアピールする唯一の資源となった。それまで「愛と平和、感謝と奉仕」というサンタランド精神を発信してきたが、なかなか理解されず、ひろおサンタランドはどこかと来町者に聞かれても答えに戸惑う町民が多かったと聞いております。

現在、大丸山森林公園をひろおサンタランドのシンボルゾーンとしてさまざまな整備を行った結果、徐々に認知度が高まりつつありますが、定番となった点灯式だけではマンネリ化が否めないと思います。これらの状況から脱皮することが大切だと思うが、新しい取り組みを行う考えはあるのでしょうか、町長に伺います。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 北藤議員の質問にお答えをいたします。

1点目のオソウシ牧場の利活用についてであります。

近年、酪農家による育成牛の周年預託システムなど生産の分業化が進展したこと、そして法定伝染病の発生により預託頭数が減少し続け、結果として収入減少が膨らむ状況が続いております。

町営牧場をどうしていくべきかという点であります。まさに町畜産業の発展にかかわる課題でありまして、これまで議会でも頻繁にご意見、ご議論をいただいたところであります。また、生産団体でもある農協をはじめ、牧場利用者互助会とも同じ方向を向きながら議論をしているところであります。

ご質問にありましたピロプラズマ病の発生によりまして、防疫対策をした2か年の休牧措置が今年度で終わります。この間、徹底した草地の管理、更新によって、病原体を媒介と言われるダニを減らす環境対策を行い、あわせて猟友会の協力を得て、ダニを持ち込むエゾシカ対策に相当数の捕獲を実行したところでありますが、依然、多数の鹿がモニタリングされておりまして、預託牛の安心・安全を第一に防疫を徹底するという観点から農協及び互助会、両者のご理解を得まして、平成30年度も引き続き、東豊似1か所で運営することといたしました。

その後の方向性についてであります。近年の酪農経営を取り巻く環境下にあつて、預託頭数の増頭を見込めない状況であると思っております。オソウシ牧場の再開の条件は、最低限、預託頭数の確保と防疫上の安全を担保できるものでなければならないと思っております。

また、経営全般には、利用価値向上を基本に効率化、低コスト化をしっかりと行うことによって、公共牧場に対する納税者の理解が進むものと思っております。

昨年11月にあり方検討連絡会議を農協と設けまして、そうしたことを念頭に置いた上で酪農経営に寄与できるような方策はないかということで、議論を開始しているところであります。機能の集約化などを視野に入れ、持続可能な経営状況へ改善していくことが今後の事業にとって大事なことと思っておりますけれども、いずれにしても今後の協議を見据えながら、どういう形が町の牧場にとっていいのか、その結果として生産者の利益につながるということを念頭に置いて判断していきたいというふうに思っております。オソウシのエリア、そしていろいろな活用方法が相当想定されますけれども、それはこれからのこともありますし、広尾町としての地域としての公共牧場としてのあり方を見据えていく中で、地域振興につながる将来的な方向を示せればと思っております。

次、2点目のサンタランド事業の新たな取り組みについてであります。

昭和59年にオスロ市からサンタランドとして認定されてから、本町のまちづくりの柱の一つとしてサンタランド事業を取り組んできたところであります。サンタメールを中心としたソフト事業、ハード面ではサンタの家の改修、サンタの部屋の新築、サンタの丘をはじめとした植栽など、サンタランドのシンボルゾーンとして大丸山森林公園の整備に取り組んでまいりました。近年では、LEDイルミネーションの更新によりまして15万球の華やかなイルミネーションを維持して来場者に楽しんでいただいているところであります。

過日の高校生議会で提案がありました恋人の聖地を活用したインスタ映えするイルミネーションの情報発信に取り組んでいきたいと考えております。

サンタランドホームページのシステム改修によりまして、職員が更新作業を行いまして、最新の情報を常に発信できるようになりましたので、情報発信を強化していきたいと考えております。

本町の財政状況を勘案しますと、ハード面での新たな事業展開は厳しい状況にあると判断しておりますが、ソフト面ではサンタメールのイラストを平成5年から永田萌さんに描きおろしていただいております、平成29年度で25回を迎えたのを一つの区切りといたしまして、今年の平成30年度のサンタメールのイラストは、広く公募によって選考していきたいと考えております。

今後もまちづくりの柱の一つとして、これまでサンタランド事業を中心に取り組み、ひろおサンタランドの理念のもと、まちづくりを進めていきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、3番（北藤） オソウシ牧場の利活用について、再度質問をさせていただきます。

いろいろと酪農家におけるヨーネ病、そういうものが発生いたしまして、入牧頭数、東豊似でも450頭は恐らく入らないのではなかろうかというふうに思っております。その中において、当然オソウシ牧場のせっかく草地化になっている牧場が、長年使われない状態でいると雑木が生えて大変なことになろうかというふうに思うのです。

それで、やはり僕は、平らなところは草地に利活用できるかと思います。ところが、スキー場になった左手のほうですね。あれはやはりトラクターだとかの作業機が入って刈り取りするというのは大変危険も伴いながら、活用は無理かなというふうに思うのです。それで、やはり作業機が入れないようなところを、何かそういう放牧をできないのか、ピロプラズマに強い牛がいるのかいないのか、その辺も僕もはっきりとわかりませんが、そうやって牛でも放牧して管理していかないと、あの草地になった畑が、もう雑木が生えて、それをまた草地に戻すとなったら、かなりの費用がかかるのです。我々もそういうふうに考えて、できるだけ草地を管理しているという状況でございます。そんな観点から、ほかの肉牛だとかそういうのが入牧させて管理ができないのか、その辺どうなのでしょう、農林課長、ちょっと。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、オソウシの活用についてご提言があったところであります。ご案内のとおり、今、2年間休んでおりまして、今年から使うべく協議をしていたところでありますが、いろいろな関係者で協議して、今年も見送ることにいたしました。

この2年間休んでいたわけですがけれども、その間、再開に向けて維持管理をしてきたところでもあります。29年度も草地更新、約40ヘクタールを簡易な草地更新でありますけれども、お金をかけながら再開に向けて維持管理をしてきたところでもあります。

また、草につきましても管理をして売り払いをするなど、再開に向けて準備を今してきているところでもあります。牧場に向かって右側は、そうやって管理をしていますけれども、今、質問にあった左側、スキー場のあるところは、なかなか草地更新、ままたらないところでありまして、あそこはやっぱり放牧のところかなというふうに、議員さんおっしゃったとおり、そんな状況かなというふうに思っております。

ただ、議員さんおっしゃったように、やっぱりヨーネ病が今、どこでも検査のたびに発生をして、ヨーネ病が発生すると、その牧場から牛の移動ができないものですから、今まで牧場に預けていた農家の方が預けられなくなるという、そんな状況にもなって、管理のコストの面で両方の牧場はなかなか難しいかなというふうに思っております。そういった意味で、今年も東豊似の1か所に集約して運営をしていきたいというふうに思っております。

議員さんおっしゃったとおり、ではほかの利用方法はないのかということでありまして、いろいろなお話をいただきます。民間の方が町営牧場を利用して大規模な肉牛をやりたいとか、そういうお話があるのですが、やっぱり現状の規模ですと放牧など可能かもしれませんが、大規模に数万トン規模だとかというお話になると、やっぱりふん尿処理だとか環境問題だとか、川に近いですし海の問題もあります。そういった問題をクリアするという課題もあるわけでありまして、そういったお話があったときには、そういった問題もクリアして、可能であれば、そういった方向もそれぞれ検討をさせていただければというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、3番（北藤） オソウシ牧場の件につきましてはわかりました。

サンタランドの件につきまして、小さな町である広尾町がサンタランドの精神を広く発信するためには、まず多くの方々が訪れていただけるような町にしなければならないと、感動を与えることが大事ではないかというふうに思うわけでありまして。そのためには、外見的事を充実することでも必要ではないかというふうに思うわけでありまして。特に、イルミネーションは、ほかの市町村でも年々豪華になってきており、このままでいくと近い将来は見劣りすることになりかねないというふうに危惧しておるところであります。他のイベントとの組み合わせも効果的だと考えております。

また、当時オスロ通りを整備したが、手直しをしていないで名前負けしているような感じも見受

けられます。雪で埋もれた時期は、イルミネーションの雰囲気彩りしながら、役所のここまで飾る景観も配慮してはどうかというふうに考えておりますが、その点につきましてどうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） サンタランド事業というのは、広尾町の唯一の観光資源であります。シーサイドパークが閉園した後は、やはり大丸山を中心としたシンボルゾーンで観光客の誘致を図っているところでありまして、今いろんな取り組みを進めながら、観光客の誘致を図っているところではありますが、なかなか一気に思うような集客状況にはなっていないのが現実であります。その中でも、やはり地域としてあの大丸山のイルミネーションは、地方から訪れてきた人には感激を与える、手前みそであります。すばらしいイルミネーションになっているというふうな評価もいただいているところでもあります。

議員おっしゃったように、そういったものと連動してイベントの計画というところもご意見をいただきました。いろんな商工業者の方ともお話をするのですが、町の方々が、やはりそういった資源を利用してみずから立ち上がってくればいいなというふうに願っているところでもあります。広尾町としても、そういったハードの面で、できる限りのところを今しているところでございます。

また、議員おっしゃったオスロ通りだとか、大丸山に向かう道路だとか、いろんなそういったハード面でも、やはり景観上、整備をしているところでもありますけれども、なかなか思うような整備が今いろいろな社会・経済情勢の中でできないのも実態でありまして、ですけれども景観もやはりサンタランドのまちとして必要であるというふうに思っているところでもありますから、できる範囲の中で、それぞれの景観整備も進めていきたいというふうに思っているところでもあります。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、3番（北藤） ちょっと細かいことになってしまいますけれども、前にオスロ通りの整備をということもおっしゃったはずだと思うのですが、一向にそのオスロ通りの整備がなされない。そして、オスロ通りの中にどこから持ってきた石か知らないけど、私は、あの石がどうもサンタのまちにふさわしいのかどうなのか、そしてやはりこういう除雪するときに、あの石がやっぱり道路に歩道から雪を出して、それを排雪するというのも大変苦労というか、あそこは残されている状態でしょう。それで、やっぱりこれからそういうところも直して、少しオスロ通りをメイン通りにしていかなないと、本当にあの姿を僕は見て、オスロ通りって一体。町民にオスロ通りといったらどこいったら、知らない町民もいますよね。だから、そういう町民も知らないようなオスロ通りという名前をつけたという自体が、町民が本当に認識ができるオスロ通りになっていないということなのです。またこの辺もきちっと今年、予算組みしてでもやる考えはございますでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） オスロ通りの整備のことです。当時は、各路線、グレードアップをしようという機運があって、本町もいろいろな交付金事業等に乗って整備した経過があります。あそこは当初、平板を敷いてあったのですね、非常に景観をよくしてだったのですが、議員おっしゃったとおり除雪等の課題がありまして、平板を撤去して今アスファルトにしているところでもあります。植樹帯の中に石を置いて低木を植樹してというところでもあります。それも景観上のことでそういうふうにしたのですけれども、やはり冬、雪国で今おっしゃったように、この大雪になったときにいろいろ障害があるというところも課題の一つとしてありますので、今後の整備に向けては、やっぱりいろんな角度から検討しながら道路の整備を進めなければだめかなというふうに思っているところでもあります。

議員からご指摘あった、あそこも調査をいたしました。例えば、照明の埋設管が地下となっているわけでありまして、その辺も今、調査ができない状況だとかいろんな面があって手をつけられていない状況にあるところでもあります。そのますが支障になっているのであれば、今後やっぱり改修に向けて計画的に検討していきたいなというふうに思っているところでもあります。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、3番（北藤） 交流人口が増えれば町も潤うということであろうかと思います。他の市町村では、関係する商工会など団体をはじめ、民間や個人が積極的にイベントを主催して運営する例が多く見られる。もはや、やっぱり行政に頼ることのない姿勢で、新しい発想の実績を生んでいる事例がたくさんあるのではないかというふうに思います。

それで、サンタランドを核としたまちづくりをどう進めるか、町長は協働のまちづくりを掲げていると思うのです。それで、関係団体、町民への積極的な働きかけが必要かと思いますが、その点いかがでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） サンタランド事業というのは広尾町の一つの核でありますから、やっぱりこれまで長い35年にわたる歴史があるわけでありまして、大事にしながら発展をさせていきたいというふうに思っておりまして、広尾町は、やっぱり発信する一つ的手段としては、このサンタランド事業が大きな事業であります。

その手段としてサンタメール事業があるわけでありまして、この事業を通して広尾町の発信、大事なことだというふうに思っているところでもあります。この事業も、いま一つ伸び悩んでいるのですが、サンタメール事業の中で子どもの夢を応援するプロジェクト、これを今、進めておりまして、そういった社会性を持った事業にするというところ、親と一緒にクリスマスを過ごせない子どもたちを応援するという、そんな趣旨でサンタメールの500円の中で100円をいただいてプレゼントして、

そんな事業を今、進めているところでありまして、多くの企業の方々に賛同をいただいて増えつつありますから、そういった社会性を持ったサンタメール事業も推進をして進めていきたいなというふうに思っているところであります。

イベントにつきましても、それぞれ今、ソフト事業を中心にイルミネーションですとか、サンタランドコンサートだとか、サッポロファクトリーでの点灯式、いろんなソフト事業を展開しているわけであります。足元を見て、やはり地元でも関係者の方々、町民の方々が自主的に立ち上がっていただけるような、商工業者の方も積極的に町にイルミネーションをといるところも常に協議をさせていただいているところでありまして、そういった協働のまちづくり、まさに議員さんがおっしゃったとおりでありまして、行政と、それから町民の方も一緒になってサンタランドのまち、進めていきたいと思っているところであります。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、3番（北藤） もう広尾町の人口も7,000何十人ですか、もう7,000人を今年ひよっとしたら切る可能性もあるかというふうに危惧するところでありますけれども、そこでやはり若い方々が広尾町に住んでよかったなという、そういう町民のサービスというのが私は必要だというふうに思うのです。それで、やはり若い方が、結婚されたとか新生児が誕生されたとか、そういう方に対して、イルミネーションを点灯して祝福してあげることも必要ではなかろうかというふうに思うのです。ただ言葉で愛と平和だとか感謝と奉仕という、そういうことではなくて、本当にサンタランドのまちでこういうことがよかったなという、住んでよかったなという、やはりそういうまちづくりというのが必要かというふうに私は思うのですよ。

それで、サンタメール時期になって臨時職員を雇用するとかということが今までであろうかと思えますけれども、やはり職員を常時雇用してサンタランドのまちを盛り上げていくという、そういうことが必要だと思うのですが、その辺につきまして町長はどういうお考えでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） まさしく議員おっしゃったとおり、やっぱりしっかりサンタランド事業を推進しながら、広尾町活性化に向けて努力をしていきたいというふうに思っております。サンタランド係も設置をしている広尾町でありますから、そういった面で行政、それから地域の方々、関係団体としっかり協議をしながら、また本当に産み育てることが大切でありますから、そういった子育て支援も、サンタランドと直接は関係ありませんけれども、やっぱり精神としてはいろんな政策を、ほかの先進的な事例にはなりませんけれども、ほかの町に負けられないような、そんな子育て支援も今させていただいているところでありますから、サンタランドの事業とあわせて積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、3番（北藤） それで、もう私、最後になりますけれども、昭和59年度にそうやってサンタランドの認定を受けてやってきた中で、もう34年が経過して、一向にその本家となるオスロ市には行ってはいないのでしょうか。

それで、やはり私は新しいサンタランドのイメージを習得するためにも、そういう担当部課並びに首長でいろんな組織団体、やっぱり研さんを積む必要があるのではなかろうかというふうに思うのですよ。それで、今年はそういう考えがあるのかなのか、その辺、町長お伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員、今ご提言いただきました本家のノルウェーの、今はオスロ市からフログン市に変わっていますけれども、行って勉強すべきだというご提言をいただきましたけれども、今年についてはその計画がございません。今後についても、どういう方向で進めるべきかを検討させていただければというふうに思っております。本家に行って、やっぱり研さんを積む、これも大事なことでありますけれども、ひろおサンタランドがノルウェーと友好関係にあるのだよというところは、ノルウェーの駐日大使を点灯式に招聘したり、私も毎年、表敬訪問をさせていただいて、そのつながりは大使を通じて持っているところでありまして、今年の点灯式にも大使を今、招聘しようというふうに思っているところであります。

あと、議員おっしゃったように、地元の若い人たちがノルウェーに行って研さんをとというご提言も、なかなか実現性は難しいかなというふうに思いますけれども、検討させていただきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 次に、4番、前崎茂議員、発言を許します。

1、4番（前崎） 2点について質問をいたします。

まず、1点目でありますけれども、町民に寄り添う町立国保病院の経営改善について質問をいたします。

本町の町立国保病院は、地域医療の中心として住民の命と健康を守る大きな役割を果たしてきております。しかし、多くの自治体病院が抱える赤字経営や医師不足など深刻な課題が直面しており、本町町立病院も経営改善が喫緊の課題となっております。このような状況のもと、1月23日の臨時町議会で「国保病院のあり方に関する調査特別委員会」が議会に設置されましたが、この報道を見た町民から町立病院の今後の経営に不安視をする声が寄せられております。

第5次まちづくり推進総合計画の策定の際に住民アンケート調査を行っております。その中で「広尾町の将来に何を望むか」の設問に「保健・福祉・医療の充実を望む」が26%で一番多く、また「今

後の町立病院について」の設問では、「現在の病院の形態を維持してほしい」が39%で一番多く、「中核医療機関として診療科目の拡大」が28%で次いでおります。

今後の町立病院のあり方についても「病床数をこれ以上減らさないようにしてもらいたい」「19床以下の診療所化はしないほしい」「町民の声を丁寧に聞いてほしい」「性急な結論は避けてもらいたい」などの声が多く寄せられております。

今年度の町立国保病院会計補正予算で、医業収益が約1億1,000万円の減額補正が提案され、厳しい病院経営が続いているところであります。

このような経営状況のもと、6名の有識者による町立国保病院あり方検討委員会に諮問、答申書が3月6日に示されたところであります。平成27年3月に総務省が公表した新公立病院改革ガイドラインに示された経営形態の見直しに基づいて提言された答申内容は、町立国保病院の今後の経営を地方独立行政法人へ移行することが望ましいとのことであります。しかし、高度急性期医療の受け皿として、回復期・慢性期医療を担う町立病院として、ほかの自治体病院が抱える共通の僻地の不採算医療機関が一朝一夕に改善されることは、困難性が伴うと思慮されます。まずは町民、患者の医療ニーズをきちんと把握するために、町立病院町民懇談会等を開催し、住民に寄り添った経営改善策を検討すべきではないかと思えます。今回の答申でも数多くの参考にすべき提言もあることから、情報の共有も図ることも肝要であると考えます。

また、提言でも触れていますが、住民の健康診査にも力を注ぐ点であります。いきいきドックの町立病院の受け入れ定数は年75人となっていますが、受診者数は35人と半分以下になっております。1日2人の定数を増やすなど、医療スタッフの工夫とあわせて、受診者数の増加は、精検なども含めて総合的に医業収益の増加に結びつくと思われます。

加えて、健康診断実施率の向上と住民の命と健康を守る拠点としてのその責務を果たせると考えます。地方の病院経営は、長期入院に係る診療報酬が引き下げられて年々厳しさを増しているところではありますが、住民や患者に寄り添う病院経営に努力してほしいとの声を真摯に受けとめ、町が主体的に経営改善に努力してほしいとの町民要望に応えるべきと思いますが、町長の見解を求めます。

次に、学校給食の助成と第3子以降の無料化についてを質問いたします。

昭和29年に制定をされた学校給食法は、食育の推進を掲げていますが、平成25年11月に策定された広尾町食育推進計画は、平成25年度から32年度までの計画とし、「地産地消で豊かな食育の推進」などをテーマに掲げております。

また、2005年に制定された食育基本法では、給食、食育が知育・徳育・体育の基礎をなすものとされております。名古屋芸術大学の新村教授は、この中で、学校給食は教育無償化の範疇に入ると指摘をしております。

今日、学校給食費の保護者負担を全額補助して無償化にしている自治体は、全国で平成29年度で83市町村に達しております。平成28年度から学校給食費を無料化した埼玉県小鹿野町では、人口減少を食い止めるための子育て支援が重要であると実施に踏み切り、900人の児童生徒分4,100万円を予算化しております。また、栃木県大田原市は、平成22年度から小中学校児童生徒の給食費を無

料化して、毎年度2億6,000万円を予算化しております。北海道でも平成18年度から小学校の給食費を無料化した三笠市をはじめ、平成29年度までに17市町村で小中学校の給食費の無償化を実施しております。十勝管内でも平成27年度に陸別町、足寄町、浦幌町の3町が無償化を実施しております。

さらに半額補助や多子世帯における第3子以降の無償化にするなど、一部を補助している自治体は、平成28年度現在で少なくとも362市町村に達しております。東京都江戸川区では、40年以上前、昭和49年度から給食費の3分の1を区が助成しております。このことによって、これらの子育て政策が奏功し、同区の出生率は1.26と東京都平均の1.02を大きく上回っております。また、本町がシシャモを無料で提供している東京都荒川区も、一部給食費の助成をしております。

特に、近年は多子世帯の助成では、第3子以降の給食費を無料化にする広がりを見せております。管内でも更別村や本別町が3人目以降無料化にし、加えて更別村では2人目を半額助成にしております。そのほかでも鹿追町、幕別町、池田町、豊頃町、士幌町などでは一部を助成し、保護者負担の軽減を努めております。

文部科学省は、無償化自治体が増加していることを踏まえ、昨年11月に学校給食費無償化調査を全市町村に対し実施しておりますが、その結果についてお答えをください。

また、ほとんどの自治体で「ふるさと給食」を実施しておりますが、本町の実施状況は、どのようなになっているかお答えください。

保護者負担を軽減するため、本町の子育て支援を推進するためにも、町費によるふるさと給食の実施を含め、給食費の一部助成とあわせて、せめて多子世帯における第3子以降の給食費無料化を実施すべきと思いますが、教育長の見解を求めます。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の住民に寄り添う国保病院の経営改善についてであります。

このことにつきましては、過日、議会調査特別委員会で報告させていただきました、あり方検討委員会の答申が地方独立行政法人化（非公務員型）でありました。

今後、この答申を受け、国保病院の経営形態見直しを協議してまいります。本町は総合病院、専門病院のある帯広市まで80数キロ、1時間半を超える距離にあることから、入院病床を有し、24

時間365日救急患者対応をする医療機関は絶対に必要と考えております。そのために、今回、国保病院の経営形態の見直しを進め、将来にわたり継続的に運営できることを目指すものであります。提言にありました地域に適したネットワークの構築や予防医療の充実などは、今後、早急に取り組んでいくことが町民皆様の要望にお応えするものだと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

笹原教育長。

1、教育長（笹原） それでは、2番目の学校給食の助成と第3子以降の無償化についてのご質問でございます。

学校給食費の助成につきましては、これまでも学校給食費は原材料費に係ります必要最小限の負担を願ってきているところであります。

また、ふるさと給食につきましては、漁協さんの各部会の皆さんより、その時々旬な魚介類等の地場産品を食材として無償提供をしていただいております。このことにつきましては、保護者への給食費の大きな負担軽減にはつながりにくいとは思いますが、地場産品を食材として使用することで、児童生徒の地域に根差した食の関連産業への理解や郷土を大切にする心を育むよい機会と捉えております。

また、経済的に困窮している保護者に対しましては、就学援助による学校給食費の無償化により、負担軽減も図ってきているところであります。

ご質問にありました「ふるさと給食」によります給食費の町費負担や第3子以降の給食費の無償化につきましては、少子化などによります子育て支援策の一環として、学校給食費の負担軽減がその一端を担うことは十分に理解をしております。

しかし、厳しい予算執行の中で、優先すべき教育関連事業を含め、当給食センターにおきましても、調理場等の機器類の更新や老朽化した施設の維持・補修などを控えております。こうした多くの課題を踏まえるとともに、今後も管内各市町村の状況や国の動向などを見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

また、最後にご質問のありました文科省、国によります学校給食費無償化等調査につきましては、今年度中に取りまとめるということでございまして、現在、その結果データにつきましてはまだ受理をしておりません。

以上でございます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） まず、第1点目の町立病院の経営に係る再質問でありますけれども、これは議会の調査特別委員会でも説明されておりますけれども、とりあえず役場の庁内における検討委員会、

これを1月末に立ち上げたということでもあります。この1月30日に6名の委員の方を指名して、本町に来られて病院のほうで広尾町立病院の実態を聞いて、その上で東京へ戻られて、この2月27、28日ですか、町長等が上京してこの答申を受け取ったというふうに聞いておりますけれども、この間、あり方検討委員会の部分というのは、本町に6名の委員が見えられて、その間、書面審査等々で約1か月で立ち上げたわけでありましてけれども、非常に短い期間でこの答申をまとめられたというふうに聞いているわけでありましてけれども、一方、役場における庁内の検討委員会、今後、何回程度実施をして、最終的にいつごろそういった方向性を示す予定なのか、お答えいただきたいと思っています。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 有識者によるあり方検討委員会の答申が出ましたので、今度は役場庁舎内のあり方検討会議、これを今、立ち上げておりますので、その中でこの答申内容について検証して結論を出していきたいというふうに思っておりますので、回数については、何回というふうに明言できませんけれども、4月の中をめどに町としての判断を示したいというふうに思っておりますので、その間、数回にわたりまして会議が開かれるのだろうというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 国保病院のあり方検討委員会、6名の方の委員による部分を先ほど1か月程度の短い期間でまとめたということでもありますけれども、役場の庁舎内における検討会議、これも約1か月で方向性を示すということなのではございますけれども、ちょっと余りにもこのあり方検討委員会についても、役場庁舎内における庁内検討会議においても、いわゆる協議期間が短過ぎるという感じがするわけでもあります。

それと加えて、どういった方がそのメンバーになっているかは詳しくわかりませんが、課長、係長等さんで、この会議を開かれると思うのですけれども、例えば今まで病院経営にかかわった、あるいはそういった経験のある職員が何人程度いるのか。

私は、特に幹部職員で病院会計にかかわった職員というのは、そう多くないというふうには思うのですが、役場の庁舎内における検討会議、これはこれで必要ではございますけれども、例えばもっと前へ進めて言えば、いわゆる町民の声をしっかりと聞くということが必要だというふうに思うのです。例えば、従前、本町の町立病院の事務長経験者ですとか、そういった方々は、非常に病院経営にかかわってノウハウを持っていますし、よく以前ですけれども、医師の確保に相当苦労された。東奔西走して医師の確保を努めたという、そういう話をお聞きしておりますけれども、そういった病院経営に係るやっぱりそういった知見をいかに活用するかということが必要であるかと思います。

また、一方では、例えば町内会連合会の役員の皆さん、この方々は、広く町民の意見を共有しておりますし、そういった中で住民の声を反映させていただけるというふうに思っております。

また、いわゆる患者さんといいますか、医療を受ける立場の部分でいけば、例えば老人クラブ連合会の役員の皆さん、こういった方々は、実際、病院を受診する機会も多いかと思いますが、そういった方々の意見あるいは一方では若い人、生き生きプロジェクトありますけれども、そういった方々、多種多様な町民の意見を取り入れて、そういった中で広尾町の今後の町立病院の経営のあり方、これを率直に議論するべきだというふうに思いますけれども、これについてどのように考えているかお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 町立病院の経営状況、これまでも検討して対策を講じてきたところであります。住民の要望に応えるというところにつきましては、専門外来、何科でしょうか、5科ぐらい、皮膚科とか精神科とか整形とか、そういったことも含めて要望に応じてきたところであります。住民の方がやはり広尾で安心して暮らしていくためには、もう病院不可欠であります。そういった意味で、病院に安心してかかる病院の診療科目、それから接遇も含めて、そういったところが大切なというふうに思っているところであります。

今、議員のほうからそれぞれ役場内部での検討期間の問題もありましたけれども、データの的には、もう過去何年のデータ、決算状況を踏まえて、それから患者の状況を踏まえて、それから病床の率だとか、いろんなことがデータ的にあるわけでありまして、やっぱり目指すところは、どういう形態が住民が安心して病院にかかっていたかどうかというところであります。しっかりと内部で検証して結論を出してまいりたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） この答申書を見ますと、いわゆる地方独立行政法人化にするほうが望ましいという部分でありますけれども、実際、北海道で独立行政法人化というのは、国立病院が数年前から移行しておりますけれども、自治体病院においては、いわゆるこの独法化というのはなっていないのです。例えば、十勝管内でも池田町の国保病院が指定管理者制度、これを数年前から実施しておりますけれども、いずれにしても、要するに今の町立国保病院を独法化するとなると、いわゆる非公務員型という形になりますよね。この中身を見ても、かなり病院経営の実態に合わせたそういった待遇を検討するというようなことも出ていますと、やはり医療スタッフの部分で非常に不安定要素がある、そういった面では、今でも看護師の確保に事務職の方々は大変ご苦労しておりますけれども、今後さらにそういったことが惹起するのではないかというふうに懸念するわけですが、その点についてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 移行につきまして、どういう形になるか、まだ結論は出ていませんけれども、提言が独法化でありますから、独法化についてお話をさせていただければ、おっしゃったとおり非公務員型でありますから、公務員ではなくなるということでもあります。しっかりと職員と十二分な話を、時間をかけてしていきたいなというふうに思っているところであります。

指定管理者制度が管内でもありますけれども、指定管理者というのは官設民営でありまして、運営を全て民間の病院に任せるということでありますから、なかなか町理事者の意向が、お金を出すわけでありますから反映されないことはないのですが、独法というのは公設公営でありますから、広尾町がつくる法人で運営をするということでもありますから、指定管理者と大きな違いがあつて、やはり広尾の病院はどうあるべきかというところは、町長の意見が十二分に反映される独立行政法人だということでございます。

あと、お医者さんをやっぱり探すのは、私も町長になって、副町長のときでしょうか、院長1人になったときがあつて、大変医師の確保というのは、もう苦勞をしているのが現実であります。指定管理者もそうですけれども、この独法も、やはりある一面、医師の確保というところがしっかり担保されなければ続かないのだというふうに思っております。しっかり提言書にもあつたように、大きな大学病院の医局とか民間の大きな病院とやっぱり協定を結ぶことがやはり前提になってくるのかなというふうに思っているところであります。そうやって、提言書にもありましたけれども、住民が年配になると腰痛い、膝痛い、肩痛い、やっぱり整形の部門が必要なのに常勤の整形がいないうところのミスマッチも指摘されているところであります。そういったことも、いろんな大きなところと連携すれば、解決できるのかなというふうに思っているところであります。ただ、議員おっしゃったように、職員が身分が違ふわけありますから、そこはきちっと丁寧に職員と話し合いを進めてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 私、この病院の経営改善については、今までも何回か一般質問で取り上げさせてもらっておりますし、直近では平成27年にも取り上げさせていただいておりますけれども、例えばその一つ、いわゆるリハビリにかかわる部分で、当時、本町の国保病院には、柔整師しかおりませんでしたので、理学療法士をぜひ配置すべきではないかということで、この点については、翌年度から配置されて、今すごく住民の方、患者さんに評判がいいということで、その部分では医業収益の向上に結びついているとは思うのですが、例えば広尾町には地域医療懇談会というのが設置されておまして、毎年年1回ですけれども、町立病院の先生方と広尾町内の診療所の方々あるいは理事者という形で協議を重ねているというふうに聞いておりますけれども、実は以前、議会として奈井江町立国保病院を視察したときに、ここは当時、平成23年ですけれども、96床あったのですね。そのうち12床を町内の開業医、診療所の先生方に開放しているという形で、要するに奈井江町立国保病院と町の診療所で、病診連携という形で平成6年からずっと取り組んできているのですね。このことについては、ここでも病診連携の取り組みについても言っていますけれども、いわ

ゆる地域に医療懇話会を設置して、地元医師会等との一体的なシステムづくりに向けて協議をしてきたということで、効果としては、病院と診療所の役割、機能分担、地域医療における継続診療、家庭医機能の向上などが図られ、地域で安心した医療提供が図られる、また、患者にとっても、引き続きかかりつけ医からの診療を受けられることへの信頼感、安心感につながっているというようなことで続けられておりますし、また、あわせて奈井江町立国保病院は、砂川市立病院、こことも連携しております、ここは病院同士ですから病病連携という形で出ております。この答申書でも一部触れてはいますが、そういった意味では、広尾町全体として、住民の命と健康を守るという責務を有する、いわゆる町立病院の開設者として、この辺は民間の診療所との連携といえますか、やっぱり先導的な役割を果たしてやっていくべきではないかというふうに思いますが、その点についてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 前崎議員の提言のとおり、私もそう思っております。年1回、少ないのかなというふうに思っております、懇談会を開催しているところであります、病院と、それからクリニックの関係、いい関係になっておりますので、やっぱりそのところを充実させることが住民の方が安心して暮らしていけるのだろうというふうに思っているところであります、今後も、提言は独立行政法人でありますから民間委託ではないわけでありますから、十二分に理事者の意向がそこに反映されるわけでありますから、そういった方向で検討してまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） あと、この答申の中にも少し触れておりますけれども、いわゆる予防医療についてなのですが、実は私も近年は脳ドックあるいはいきいきドックを受診しております、実はこの1月に町立病院でいきいきドックを受診してまいりました。その後、健康センターのほうでいろいろと内容についてお聞きしたのでありますが、例えば町立病院で年間75人の受け入れ枠があると。1日2人までだということで火曜日と金曜日だったと思うのですが、週2回、1回2人まで受け入れするというので、28年度の実績では35人程度なのですね、半分も行っていないということなのです。私ども、以前も決算委員会あるいは予算委員会で、広尾町の健康診査の受診率が低いという形で再三にわたって指摘をしてきましたけれども、やっぱり町民の健康を守るという部分では、そういった受診率の向上といえますか、そういったことも当然出てくるかとは思いますが、ですね。実際、いきいきドックの要するに病院に入る収益というのは、1人当たり3万6,000円程度と、決して高いとは言いませんけれども、ただ、その後に付随する精検がありますよね。あるいは、それによってまた治療とか継続をされていきますので、やはり早期発見、早期治療、そういったもので町民の健康を守るという、そういった責務も同時に果たせますし、健康診査の受診率の向上に

つながるということでは、これからもっと積極的に取り組んでいく必要があるというふうに思います。

あわせて、そのことと含めて、今、1日2人までというふうになっていますけれども、多分私、10時前に終わったと思うのですね。例えば2人ではなくて3人、4人と午前中のいきいきドックの部分の定数増を図ると、そういった中で受診者数の増員も図れるという形で、いわゆる病院会計にも一定程度の収益効果がありますし、さっき言った早期発見、早期治療にもつながるという部分でどのように考えているか、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 病院の経営をどうやって改善していくかというところは、やっぱり病院の規模がありますから、ベッド数だとか、それから医師の数だとか、そういったことがあれば、必要最低限の経費がかかるわけでありまして、どうやって経営改善をするかといえば、議員おっしゃったとおり収入を増やすことしかないのです。ここをどうやって収入を増やすかというところを今もやっていますけれども、今まで以上に、今ご提言があったドックの患者を増やすとか、それからベッドの回転数を上げれば、今15対1が13対1の看護体制をとれて収入が増えるわけがありますから、どうやって収入を増やすかというところ、ここをやはり今まで以上に検討する必要があるというふうに考えているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほどの1次質問でも、今回の病院関係の補正で1億円を超える医業収益の減額補正がありましたけれども、そういった意味では、非常に一般会計の繰り入れがだんだんと増えるという形になりますけれども、実は、これは平成20年1月の十勝毎日新聞の報道ですけれども、いわゆる十勝管内における自治体病院一般会計からの繰入額ということで「町の財政と経営」というタイトルなのですけれども、例えばこれは3条予算だと思うのですけれども、本別町国保病院が約3億2,000万円、大樹町立国保病院は2億1,000万円、足寄町国保病院が8億1,000万円、士幌町国保病院が2億9,000万円、本町の国保病院が2億8,000万円と、これらがそれぞれ繰り入れを起しているということなのですけれども、現状ではどうかということでいきますと、例えば士幌は当時2億9,000万円が28年度の決算ですけれども、一般会計からいわゆる3条、収益的収支ですね、これに対する一般会計の繰入金というのが3億6,000万円です。それから大樹町の国保、当時2億1,000万円が28年度は3億1,000万円、本別の国保病院が当時3億2,000万円が28年度は1億8,000万円なのですね。

本別が具体的に一般会計の繰り入れが減っているというのは一概には言えませんが、透析患者の受け入れをしていて、医業収益も10億円を超える、本町の倍以上の医業収益があるわけなのですけれども、そのことによって単純に比較できませんけれども、一般会計の部分が下がったのか

なと思うのですけれども、ただ、本別町の議会の方に聞きましたら、やっぱり住民と病院、医師といますか、そことの信頼関係があるという形で、町民が安心して町立病院にかかっていますよというようなことも言われていました。まずは、こういったことが町が一番主体的に努力していかなければならない部分だと思うのですね。

本町は、今回、補正予算で収益的収支と資本的収支で合わせると4億7,000万円でありますけれども、そのうち収益的収支の部分というのが、要するに病院の建物の償還部分といいますか、約9,600万円、1億円近いのですね。これも平成32年には3分の1の3,200万円ぐらいに減るのです。逆の言い方をすれば、大樹が今、新しい町立病院を建てました。15億円ちょっとですけれども、この償還が始まると、多分1億円を超える償還がプラスされると推定するのですけれども、そういった意味では大なり小なり自治体病院の経営というのは、やはり冒頭言いましたけれども、帯広の高度急性期の患者さんの受け皿という意味で、安い診療報酬で受けざるを得ないという実態を踏まえたと、一定程度の町立病院の果たす役割というのは、町民の命と健康を守るという観点では、これはどこの町村もそうですけれども、自治体病院がある以上は、共通の課題であるというふうに思います。その点で、再度町長の考え方についてお答えを求めたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員おっしゃったように、やっぱり町民の方と病院が信頼関係が保たなければこういうことになるのだなというふうに思っていて、信頼関係があるところは、患者さんが、やはり地域のかかりつけ医と今、言われていますけれども、そういった役割をしっかりと果たしているのだなというふうに思っております。町立病院がなくなったら困るね、当たり前の話ですけれども、その反面、なかなかかかってもらえない、赤字が膨らむ、この悪循環、負の連鎖になっているところであります。それを断ち切るには、やっぱりどうやったら信頼関係をいただくかというところをしっかりと検討しなければならないし、経営形態も今までどおりだと同じことの繰り返しになるのだというふうに思っているところであります。独立行政法人になりますと、何か住民の方、不安に思うかもしれませんけれども、行政、役場が、広尾町が責任を持って民間ではなくて広尾町が責任を持って病院を運営するということでありますから、その点につきましても、もしそういう方向になれば、丁寧に住民の方にも説明をしながら、今後、病院の形がどうなるのかというところをやっぱり安心できるような、そんな説明をきちっとしながら、病院形態について、それぞれ進めてまいりたいというふうに思っているところであります。いずれにしても、町民の方が安心して病院にかかっただいて、そして健康を守ってもらう。そして、さらにはやっぱり介護と連携しながら、そういうシステムをつくり上げていかなければならないというふうに思っているところであります。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほど町長がご答弁されましたけれども、やっぱり町民の皆さんが安心して町立病院にこれからもかかれて、広尾に安心して住み続けられる、そういったまちづくりをこれからも推進していかなければなりませんですし、そういった意味では、今回の病院経営の改善に当たっても、十分町民の意見を聞いて、そういった中で進めていただきたいというふうに思います。

次に、学校給食費の助成について再質問をいたします。

冒頭、学校給食費の助成あるいは無料化についてですけれども、私どもは今までも何回か取り上げてきていましたけれども、とりわけ平成29年度、それから28年度、ここ2、3年で学校給食費の無償化をする自治体が増えてきております。実は、そういう動きを文部科学省も実は一切把握していないということで、それで急遽、今年の9月ごろだと思うのですけれども、各都道府県教育委員会に対して、学校給食費の無償化実態調査というものを実施しております。私どもの新聞情報では11月中旬に取りまとめという形で出ていたものですから、その点について既にもう3月、年度末に来ていますから、一定程度文科省でこういった形でこれらの無償化の実態状況を把握しているのかということをお尋ねしたいと思ったのですけれども、十勝管内でも十勝教育局から多分10月末程度にそういった調査の取りまとめ等が来ているかと思うのですけれども、その辺の文科省の給食費無償化実態調査の現状で結構ですけれども、お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） 今のご質問でございますけれども、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、年度中にこのデータをまとめるということでございまして、その結果について、まだ私どもには届いていないところでございます。今お話ありましたように、国といいますか、文部科学省におきましても、そういった国内の給食費の削減あるいは対応について状況把握をしたいということでして、各それぞれ、私どもであれば十勝教育局を通して依頼が来ております。大きくは、実施対象となるのが小学校、中学校なのか、そして低所得世帯の実態、そういった制度の枠組みですとか、あと実際、その市町村、自治体で実施校数、どれぐらいやっているのかとか、その予算、さらにはそれを取り組む、そういう制度として取り組むに至った町の経緯ですとか、その財源確保や実施前後の課題などについて、大きくはこの4点にまとめて調査依頼が来ているところでございます。

繰り返しになりますけれども、それらについて細かい数字等はまだ来ておりませんので、恐らくは年度明けのものではないかと思うのですけれども、来た時点で速やかに公示、公告、周知等をしてまいりたいと思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほど全国の無償化の実施自治体が83市町村に達しているというふうに申し上げましたけれども、最近では、それに加えて一部助成、そういった実施をしている市町村が増えてきておりますけれども、先ほど言ったように、文科省がようやく昨年9月ぐらいからそういう調査に

動き出したということで、私どもの調査でも、実は47都道府県に照会して、まだ38都道府県の部分しか把握していない。それが平成28年度の部分なのですね。それで私の第1質問で少なくとも382町村と言いましたが、ですから実際は400、500自治体があるということが当然推計されますし、29年度においても実際、これから十勝管内でも更別村等が第3子から無料化するというような方針も出していますし、そういった意味では、今、例えば子どもの貧困ですとか実質給与の所得が下がっているだとかという経済状況を考えると、やっぱり子育て支援、そういった意味では今はもう喫緊の課題だと思うのです。

そういう意味で見えますと、先ほど冒頭で十勝管内の3町村の全額補助から一部補助まで申し上げましたが、平成29年度における十勝管内のこれ小学生の部分ピックアップしますと、新得が1食242円、2番目に広尾町、大樹町の240円なのですね。広尾は、残念ながら2番目に小学生の給食費が高いということなのです。やっぱりそういった意味でも、この給食費に対する助成、こういったものは当然必要になってくるだろうというふうに思います。

あわせて多子世帯、これについては、例えば保育所の保育料が第3子以降、これは国の補助等もございますけれども、第3子以降を無料にしていますし、国保のいわゆる都道府県化に伴って第3子のいわゆる均等割、これを減免する、そういった自治体も今、広がりつつあります。いずれにいたしましても、広尾もそうですし、我が国もそうですけれども、やっぱり少子化で、今、非常に政策的に力を入れている中で、いかに多子世帯の方々の家計を応援するかということが必要だというふうに思うのです。それらも当然担当のほうで調べているかとは思いますが、仮に第3子の該当者は何世帯あって、あるいはもし金額等についても把握していればお答えいただきたいと思うのですけれども。

あと、いずれにいたしましても、管内の助成の内容について、いろいろと資料をいただきましたけれども、教育委員会からもらった資料のほかに、例えば上士幌なんかは具体的に助成金額はうたっていないけれども、当初予算で、もう100万円とか学校給食原材料費に町が出資をしているのです。したがって、上士幌は小学生の給食費が217円、本町から比べると23円安いのですけれども、そういったいろんな形で、ここに載っていない助成の部分についても、そういう形で助成しておりますけれども、その辺も含めて、これからの広尾町の考え方についてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） 初めの1食当たりの単価でございますけれども、お話ありましたように240円ということで上位2番目なのですけれども、これ実は平成26年の消費税の見直しのときに、私もそれまでは低いほうだったのですけれども、そこで切りかえるときにちょっと上がったものから、これからまたいろんな消費税の見直しのときには、いろいろまた順位自体は変わるのかなというふうに思っておりますので、それまでは低いところで抑えておりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、本町におけます多子世帯、3人目以降、恐らく15名ぐらいだったというふうに思います。

それと、いろいろな町村で、それぞれそこに応じた形で支援をしております。そして、地場産品活用とか言いながらも、そこは縛りがなく単純に助成として年間幾らという助成をしているところもありますし、お話ありましたように第2子から半額、そして3子以降無償とか、もうその町村によって、自治体によっていろんな、やり方が違うのですけれども、お話ありましたように、やはり何ととっても、道内で初めてやった三笠市さんもそうですけれども、どちらかという人口減少をとめるとかそういったことへの、言ってみれば町の施策的なそういったところの期待要素というのは結構強いのかな、もちろん保護者への負担軽減というのもあるのですけれども、どうも施策的なそういうところへの期待感が昨今強まっているのかなというふうに感じております。

以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほどの1次質問でも触れましたけれども、いわゆる人口減少とともに子育て支援というのが広尾町における喫緊の課題だと。以前から申し上げておりますけれども、例えば平成27年の国勢調査でも10.8%の人口減少、本別に次いで2番目の大幅な人口減少ということでありまして、ちなみに平成27年の出生者数は28人なのですね。前後50人程度の出生者ありますけれども、でも、いずれにしても今、平均すると40人ちょっとの出生数ということで、とりわけ人口減少の、これはどう克服するかということが、広尾町の大きな政策課題であるというふうに思うのですけれども、そういった意味でも、先ほど例えば第3子の全体の町内における数値が、例えば15人程度であれば、金額的にそんな大きな金額ではない。これは、財政が厳しい中でも一定程度の可能な部分ではないかというふうに思います。

ふるさと給食の関係なのですけれども、毎年、広尾漁協の例えばサケ定置部会、ホッキ部会、エゾバイツブ部会、昆布部会等々から魚等の魚介類の提供を受けてやっておりまして、例えば29年度においても、ウニですとかホッキ、ツブ、昆布を使った焼きそば、タラのトマトクリームグラタンとか6回やっていますけれども、実は広尾町がいわゆる町費を出してやったふるさと給食というのは、多分ここ数年ないのですね。例えば、去年あるいはおとしですけれども、例えば東京都の荒川区等に例えば事業費で100万円規模単位の事業費を使ってシシャモを送っていますけれども、広尾町では1匹といいますか、そういった部分の町費の支出がないわけですね。

私、例えば広尾の子どもたちが大きくなって、いわゆる都市部に出たときに、そういったふるさと給食でいろんな話題が、多分シシャモの部分についてもそうですけれども、そういったものを発信していただければ、そこそこの場で広告塔として、そういった宣伝効果があるのかなというふうに思うのですね。例えば、シシャモ一つとってもいろんなメニューがありますから、1回きりだけではなくてシシャモだけでも5種類ぐらいのメニューで出せば、それだけ子どもたち、児童生徒の印象にも残りますし、そういった意味では、ふるさと給食、こういったものを要するに漁協さんとかの無償提供ばかりではなくて、やっぱり広尾町もみずから汗をかくという体制も必要かと思うの

ですけれども、そのことによって当然、回数が増えることによって1食当たりの給食費の料金も安くなると思うのですけれども、いずれにいたしましても、私は、この給食費の引き上げするときも一般質問で取り上げましたけれども、あくまでもこれは29年度時点の部分では管内で2番目ということですから、ぜひそういう部分では少しでも保護者負担を減らすためにも減額するような工夫が必要でありますし、先ほど申し上げました第3子にしても、一定程度のそういった部分では、事業費全体としては大きな額ではないので可能な部分だと思うのですけれども、その点について、あわせてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） お話ありましたように、漁協さんからいただいておりますそういう食材につきましては、本当に子どもたちにいろんな形でメニューを変え還元をさせていただいているところ です。確かに第3子につきましては、人数的にはそれほどの数ではないわけですがございますけれども、繰り返しになりますけれども、就学援助等、いろんな形で低所得者層に対しましては対応もさせていただいているところでもございます。子育て支援という部分では、そういうところでも、いろんな形でやらせていただいているところがございます。それらも含めて、何とか少しでもそういった保護者負担の軽減につながるようなこと、そして人口減少という話も先ほどございましたけれども、移住・定住につながるような、そういった効果も期待しながら、町の施策としていろんな形でまた協議をさせていただきたいなというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 保護者負担の軽減によって子育て支援をすると、これは本町の政策でもあるかと思っておりますので、ぜひその点について、今後、前向きに検討していただきたいと思っておりますけれども。

あわせて、平成27年から広尾高校生に対する通学費の助成ですとか学校給食の提供、そして今、下宿代の助成ですよね。そういった形で町外からの生徒さんも一定程度増えつつありますけれども、ただ、新年度における入学者数というのが新聞報道では37人程度ということで1クラスになるわけなのですけれども、今までも広尾高校に対する支援、これはずっとやってきていただいておりますけれども、例えば広尾高校生の、1食300円なのですけれども、実際ある町外から通う保護者の方から、この学校給食費を幾らかでも町が助成してもらえれば、要するに広尾に通うことによっていろんな支出が増えますので、そういった意味での支援もしてもらえたら助かるというようなお話も聞いております。そういった意味では、何とか広尾を2間口維持をするためにも、そういった小中児童生徒に加えて高校生の助成、そういったこともぜひ検討していただいて、そういった中で少しでも子育て支援、それと広尾高校の存続に対する政策、こういったものを強化していただきたいと思っておりますけれども、その点についてお答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） 今お話ありました広尾高校への特に給食の支援につきましては、平成27年4月からやらせていただいております。開始してから大体6割、7割の生徒さんが給食をとっていただいております。そういった意味では、今お話ありましたように、これもある意味、広尾高校存続へ向けた支援の大きな要素かなというふうに思っております。

それらも含めて、先ほどの公立小中学校の児童生徒の関係もそうですけれども、含めて、今後いろいろな形で検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

次に、11番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11番（旗手） 私は、初めに、生活保護費の削減と関連施策への影響について、町長、教育長に質問します。

生活保護基準は、5年に1度見直されます。厚生労働省は、食費や光熱費に充てる「生活扶助費」を2018年から3年かけ段階的に最大5%引き下げる計画です。特に高齢単身世帯への影響が大きく、母子加算についても減額が検討されています。

これまでも2004年に高齢加算の段階的廃止、2013年以降も住宅扶助や冬季加算などの削減が行われてきました。2013年からの3年で平均6.5%、最大1割の引き下げを行いました。これは厚労省の諮問機関である社会保障審議会生活保護基準部会での検証結果を踏まえたものと説明しましたが、部会では検討もしなかった物価の下落を理由とし、しかも物価の下落は偽装されたものであったことが後でわかりました。

今回の削減計画も専門家の検証結果を踏まえたものと説明していますが、しかし部会での経過や報告書を見ると、「専門家の意見に沿った削減計画とは言えない」「今回のように多くの留意点や課題を指摘した報告書はこれまでになく、政府の削減計画に根拠はない」と批判の声が上がっているといいます。

例えば、児童養育加算では、現行第1子及び第2子3歳未満まで1万5,000円、3歳以上中学生まで1万円、第3子小学校修了前まで1万5,000円、中学生1万円となっていますが、見直し案では、高校生まで拡大するものの、子ども1人につき1万円と引き下げた金額になります。母子加算は子ども1人の場合、現行1万9,620円ですが、2018年10月から1万8,400円、2019年10月から1万7,100円、2020年10月から1万5,800円と、3年かけて約20%削減するといいます。教育扶助、義務教育と

高等学校等就学費内の学習支援費は定額支給から実費支給になり、支給対象範囲が狭まります。対象範囲は、家庭内学習における学習参考書や一般教養図書からクラブ活動費のみになります。これで学習支援と言えるのでしょうか。小学生への支給額は、年額3万1,560円から約1万6,000円、上限で1万6,000円に減ります。これらは、ほんの一部です。これらの見直しには当事者の声や意見が反映されているとは思えません。子どもの貧困対策や子どもの健全育成の視点が切り崩されているのではないのでしょうか。

生活保護の生活扶助基準は、憲法25条が定める全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するための最低生活水準を決めるものです。今回の削減の影響について町長はどのようにお考えでしょうか、お答えください。

次に、生活保護基準の引き下げは、町民生活にも大きく影響します。生活保護基準を目安にした諸制度で、利用できなくなる人が生まれるという影響が懸念されます。住民税の非課税、保育料、介護保険の負担限度額、就学援助、高額療養費の負担限度額、最低賃金など影響が出る諸制度はどのくらいあるのでしょうか。

例えば、最低賃金は上がらないどころか下がる可能性も出てくるのではないのでしょうか。2008年の法改正のときは、地域ごとに定められる最低賃金が生活保護基準を下回る逆転現象が起きた場合、最低賃金を引き上げて解消することになりましたが、生活保護基準が下がれば、最低賃金の引き上げは抑制されることになるのではないのでしょうか。このことは、生活保護を受けていない低所得世帯の生活悪化に連動するのではないのでしょうか。どれくらいの事業、制度に影響が出るのか、町長に質問します。

また、本町では、就学援助は生保基準の1.5倍を目安に支給基準としています。2013年の生保基準引き下げのときに、生保基準の1.5倍の基準はどこを基準とするのかと教育長に質問しました。引き下げた基準とすると、収入は変わらないのに就学援助を受けられない人が出るからです。そのとき、教育長は引き下げ前の基準を目安にするとお答えになりました。

そこで、教育長にお聞きします。

今回の生保基準の1.5倍の基準は何年の基準としますか、お答えください。

次に、厚労省は、1月の対応方針で、自治体が行う準要保護者への就学援助などは「国の取り組みを説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼する」としていました。

総務省は、5年前の生活保護基準引き下げの際は、準要保護についての地方交付税措置については「引き下げに連動させなかった」としています。今回はどのようになっていますか。

政府に対し、生活保護引き下げの撤回を求めるとともに、ほかの制度に波及させないよう求めるべきではないのでしょうか。

次に、本町での生活保護の捕捉率は調査しているのか質問します。

生活保護を利用する資格がある人のうち、実際に利用している人の割合は全国的には2割程度とされています。制度の周知と生活保護に対する偏見をなくす努力も必要ではないのでしょうか。

国民の生存権を保障する最後のセーフティネット、社会保障として体制を整えることも必要と思

います。町長の答弁を求めます。

次に、子どもの医療費助成拡大について町長に質問します。

4月から子どもの医療費の窓口無償化に対して課せられていた国保の減額調整のうち、未就学児までが廃止されることになりました。当町議会としてもこれまで国に意見書を上げるなど運動してきたことが、一部分ではありますが、実現したことになります。

今、子どもの医療費無償化を実施していない自治体はほとんどありません。ペナルティ廃止をの世論に押されての一步前進と思います。この見直しで、本町では幾らの財源となるのでしょうか。

「子どもの医療費無料化は、18歳、高校卒業までに拡大してほしい」は、町民の切実な願いです。見直しにより生じた財源を対象年齢拡大に振り向け、子育て支援に活用すべきと思います。町長の答弁を求めます。

この見直しを知らせる厚生労働省の通知には、見直しにより生じた財源は、ほかの少子化対策の拡充に充てることと書いているということです。しかし、2月1日、参議院予算委員会で共産党の倉林委員がこのことを質問したところ、加藤厚労大臣は、通知は国として自治体に強制するものではないと答えています。すなわち、対象年齢拡大に振り向けても構わないということです。

また、地方六団体は、そろって子どもの医療費助成等に係る国保の国庫負担減額調整措置の全面的な廃止を政府に要請しています。町長もその運動の先頭に立つべきと思いますが、その決意をお示しください。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

最初に、生活保護費の削減と関係施策への影響についてであります。

厚生労働省は、社会保障審議会において検証結果を踏まえ、平成30年度予算から生活保護基準などを見直し、3年間で約160億円の削減をする方針を決めております。

削減の影響についてであります。現時点で把握しております情報といたしましては、厚生労働省からの検証時のデータではありますけれども、生活扶助費が上がる世帯が26%、変わらない世帯が8%、下がる世帯が67%となっております。厚生労働省は、減額幅が大きい世帯は母子加算などを加えた総額で5%の削減にとどめ、激変緩和措置として3年間で段階的に削減を行うとしております。都市部を中心とした1級地で大きく削減し、本町を含む地方郡部の3級地については削減幅は小さいと報道されておりますけれども、世帯構成によっては削減の影響が出る世帯があると考えております。

2点目の他の制度への影響と、それに伴う低所得世帯への関係であります。

生活保護基準は、多くの分野でさまざまな制度の算定基準として利用されております。個人住民税均等割の非課税限度額は、生活保護法による扶助に要した金額を勘案し、当該地域の級地区分により、その基本額の基準を決定するとされています。生活扶助基準が削減されれば、非課税基準額

の基本額も下がることとなり、非課税者が新たな課税者となることも推測をされます。この国の制度に伴う影響については、47施策に影響が出るものと思っております。この関係につきましては、国は平成31年度以降の税制改正において対応を検討することとしております。

次に、最低賃金は都道府県ごとに決定されておりますが、算定の際、生活保護基準との整合性が常に図られておりますので、影響が出るものと思われまます。

ここ数年、最低賃金は政策により上がりやすい傾向にありましたが、生活保護基準が下がれば、今後は上がりにくくなるおそれもあり、ついには、どちらも低い水準のままになるという懸念も指摘をされているところであります。

国の方針といたしましては、生活保護の基準額が減額となる場合であっても、それぞれの制度の趣旨や目的、また、実態を十分考慮し、できる限り影響が及ばないように対応する、このことを基本的な考えとしており、町といたしましても国の考えを基本とし、一定の弾力的運用を図っていく必要があると考えております。今後も、国の政策や制度改正の内容には十分な注意を払い、逐次情報の把握に努めてまいります。

3点目の関係であります。生活保護基準の見直しに伴う地方交付税の影響につきましては、1月25日に行われました全国都道府県財政課長・市町村担当課長会議におきまして、生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響につきまして、国の制度においては平成25年度の引き下げ時と同様に、生活保護基準が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考えとしてしていると説明をしております。具体的な交付税の算定方法については示されておりませんので、動向については注視してまいりたいと思っております。

4点目の捕捉率の調査であります。

生活保護基準未満の低所得者世帯に占める生活保護世帯数の割合を把握するものであり、貧困層の把握など福祉政策においては重要な調査であると認識しておりますが、世帯の収入や世帯構成、就学を含む世帯の状況など、多岐にわたる調査が必要であるため、町村独自での調査はなかなか難しいものがあると思います。

制度の周知につきましては、コミュニティソーシャルワーカーの配置など、幅広く町民の困り事、相談事を聞き取る中や窓口の相談業務の中で、引き続き丁寧に対応してまいりたいと思っております。

国の制度の姿勢に対する考えといたしまして、ご承知のように、町村の生活保護は北海道の所管でありまして、認定や世帯指導につきましても、十勝総合振興局のケースワーカーが行っております。議員のご指摘のとおり、生活保護は国民の生存権を保障する最後のセーフティネットとして、憲法の精神に基づき生活保護法で明記されているものであります。私としても当然、国の責務において今後も保障されるべきものと、しっかり守るべきであると認識をしているところであります。町といたしましても、今後の制度改正の詳細を確認しつつ、十勝総合振興局との連絡を一層密にして、受給世帯の生活実態を注視してまいります。

また、地域での生活や地域経済に悪い影響が生じることをないように動向を十分見きわめ、国に

対して要望してまいるところであります。

2点目の子どもの医療費助成拡大についてであります。

厚生労働省は、地方公共団体が独自に医療費助成をすると、国民健康保険の公費が減額される処置について平成30年度から未就学児への医療費助成は減額しないことを決定いたしました。未就学児に限定すれば、全ての市町村で何らかの医療費助成をしていることによるものであります。

また、見直しにより生じた財源は各自治体で、さらなる医療費助成の拡大ではなく、他の少子化対策の拡充に充てることを求めるとしています。

本町におきましては、保育所、幼稚園の保育料についての支援拡大、インフルエンザ予防接種費用助成について高校生まで支援拡大、生後1か月健診、新生児聴覚検査費用についての助成拡大等、既に少子化対策の拡充を行っているものであります。

平成30年度における減額措置されていない国庫負担金につきましては、110万円となっております。この減額分につきましては、今日まで国保会計へ一般会計から法定外繰り入れを行ってきたものであります。

また、高校生まで拡大した場合の所要額につきましては、平成30年度の推計で該当者190名、負担額約350万円であります。高校生までの医療費助成拡大につきましては、極めて厳しい本町の財政状況を鑑み、実施は困難と考えております。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

笹原教育長、登壇願います。

1、教育長（笹原） それでは、私のほうからは、生活保護基準の引き下げに伴います準要保護者への就学援助の影響についてお答えをさせていただきます。

ご質問のありました平成25年8月の生活保護基準の引き下げの際にも、就学援助の所得基準につきましては、その基準を適用せず、前年度までの基準を適用させて運用をしております。

このたびの生活保護基準の引き下げに関しましても、町長の答弁にもありましたように、他の制度にはできる限り影響が及ばないようにとのことから、就学援助の所得基準につきましても、これまでどおりの基準にて運用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 1点目の生活保護費の関係ですけれども、今、町長お答えになりましたように、国全体では160億円の減額になるということですね。それで、上がる、今回の引き上げで都市部には削減が大きくて、地方は比較的削減が少ないと言われているのですけれども、子どもに関してどうか、それから高齢者の単身世帯だとか、そういうところには非常に厳しい削減となっているのです。それを裏づけるように、下がる比率が町長、今67%とおっしゃいましたけれども、それだけの方が

今までもらえたものが減らされると。本当に大変なことだと思うのですよ。今、灯油だとかガソリン代も上がっていますし、野菜もすごい高くなっていますよね。今まで見たことのないようなお店に並んでいる野菜の値段だとか、そういう中で本当にみんな買い物に苦労している。そういう中で、この保護費が削られるというのは、生活保護費を活用している人たちにしたら、本当に命綱を細められるということで、大変なことだと思います。

それで、国に対してもこういう削減はするべきではないということを私たちも議会としても意見書、この後も手を挙げたいと思って提案しようと思っていますけれども、そういう声を上げていかないと、町長は先ほど審議会とかそういうところで検討されて出てきた案だというふうに言っていますけれども、その会議に参加した人たちが、自分たちの声が十分反映されていないということをおちこちで言っているのです。自分たちが出した意見と違う方向で生活保護の削減が行われているということもあるというふうに聞いていますので、やはりそういうことがあってはならないというふうに思います。

それで、生活保護を受けている人だけでなく、生活保護は受けていないのだけれども、生活保護費が下がることによって関連する施策が今47施策というふうにおっしゃったのですが、これは広尾町のいろんな条例ですとか、規則だとかいろいろあると思うのですけれども、それを計算して47施策というふうに捉えられたのでしょうか。それとも、国がこれだけ影響しますよと言っている数字なのかをお聞きしたいのです。

帯広市では、5年前ですか、前回の引き下げのときに調べましたら、51の施策が影響を受けるということがデータとして出されていまして、今回、音更町で一般質問でやはり同じことを取り上げたときには52施策に影響が出るというふうに言われておりましたが、そのところを確認させていただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 国の施策による影響で47という捉え方であります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 広尾町では、それでは47の事業で影響が出るということで捉えてよろしいのでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 済みません。国の施策としては47施策でありますけれども、本町の条例例規に掲載されているのは52の制度であります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） これ、大事なところなのです。生活保護基準の引き下げがされたということで、生活保護を受けている人だけではなくて、それ以外の方にも大きく影響がすると。その事業が幾つかというのは、47と52ではやっぱり違うのですよ。やはり事実に基づいて、その下がる事業が本当にそれ下げているものなのかどうかということも、一つ一つやっぱり検証が必要だと思うのです。

後でまた聞きますけれども、就学援助も生保基準の1.5倍となっていると。1.3倍の町村もあれば、1.2倍もあるのです。ですけれども、広尾町にとって就学援助の基準をどこにするのがいいのかということを経済委員会では協議をされて判断したのが1.5だったと思うのですよ。前回、生活保護基準が下げられたときにも、私は、その生活保護基準、下げられたのと高かったときの基準とでどちらをとるのですかと言ったら、下げられる前の基準をとりますということで経済委員会は判断されたのですよね。

ですから、町として、この52の事業に影響が出るのであれば、その52の事業の中で町の努力として影響を少なくする、引き下げをしない、そういうふうに持っていける事業が幾つあるのかとか、どういうふうにすれば影響を受けられないようになるのかということを経済委員会と考えるのが、役場の立場、考え方でないかなと思うのですが、そのことについてはどうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員おっしゃっているとおり、内容については十分わかるのですが、独自の政策で実行している部分については、制度の趣旨、目的、実態を十分に考慮してという、それぞれ担当会議の内容もありますから、町独自で施策をやっている分については、実態を十分把握しながらやっていきたいというふうに思っているところであります。特に、町の独自の施策、福祉灯油もそうでありますし、就学援助もそうであります。そのところについては、今までどおりの基準でやっていく考えでございます。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 町独自でやっている事業はこれまでどおりということで、町長、今お話しになりましたので、少し安心できる場所なのですが、国の基準が変わったからということで、自動的に全部引き下げていくという方向にはぜひほしくないと思います。

それと、影響が出る部分、出ない部分いろいろあるのだと思うのですが、弾力的にということですし、今、町長は町独自でやっているところはこれまでどおりということでしたから、ぜひそうあってほしいと思います。

教育委員会のほうでは、就学援助の関係で引き下げ前の基準で判断しますという教育長の答弁だったと思うのですが、削減されて、また削減されてということになると、その前の基準でというの

が非常にわかりづらくなるのですよ。

それで、周知をする方法をやっぱり考えたらいいと思うのです。要するに、自分が就学援助を受けられるのかどうかということをわかる人というのはそんなにいないと思うのです。ですから、夫婦と子ども2人だったら、これくらいの収入であれば就学援助を受けられますよというような丁寧な説明をしていかないと、せっかく1.5倍という高い基準を持ってやっているわけですから、それを活用してもらえるような、そういう施策というのを本当に真剣に考えていかないと宝の持ち腐れになってしまうのではないかと思います、その点についてはどうでしょうか。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） 今ご質問にありましたように、せっかくそういう形で管内でも高い基準1.5倍、何とか堅持させてもらっていますので、そこにまた基準を見直すということになりますと、1.5倍が1.5倍でなくなるものですから、この辺は変わらないということでご理解いただきたいと思います。

そのことにつきまして、これまでも入学前対象者につきましては、それぞれ学校、保育所、幼稚園等を通して、いろいろな案内、さらには申請書も含め、それとホームページ上でも制度の内容等も周知をさせてきていただいているところでございます。これからもこれらにつきましては、せっかくの制度でございます。支給等に遺漏あるいは漏れがないように、しっかりと周知徹底をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 捕捉率の関係なのですけれども、貧困層の把握というのは町村独自では非常に難しいということでした。それで、国でもこのことについては捕捉率は20%程度だということが言われているのです。生活保護という制度がわからないという人もいますし、また、生活保護をもらうということに対しての抵抗といいますか、そういうものもあって、申し込む気持ちになれないで我慢をしていると、そういう人もいるというように聞いています。実際、私も本当に病気だとか、けがだとか、失業だとか、そういうことで生活保護に頼らざるを得ないという人が多いわけですけれども、生活保護だけは絶対受けたくないということで、具合が悪くても病院に行けないで寝ていると、そういう状況に出くわしたこともあります。

ですから、本当に大変な状況の人には、こういう制度があるのだよということを周知していく、生活保護という制度があって利用できるのだよということを丁寧に説明をしていく、そういうことも必要ではないかなというふうに思うのです。憲法で保障されたそういうものなのだというのと同時に、やっぱりもらうことが恥ずかしいとか気が引けるとか、そういうことがないように、制度をきちんと周知を図ることがこの捕捉率を上げていくことにもつながるのではないかと思います。そうすることが、また、食べるもの我慢していたものを食べて健康になれるとか、実際

にそういう声もたくさん聞きますので、やはり捕捉率を上げるという町独自の努力というか、そういうものも必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この捕捉率、総務省と厚労省で調査が違うようでありますけれども、30%という数字を捉えたとすれば、70%の方が生活保護基準以下で暮らしているということですから、大変な数字だというふうに思っています。本町においても生活保護基準以下で暮らしている方が、頑張っている方がいらっしゃるのだというふうに思っているところであります。本町といたしましても、こういった制度については、それぞれ相談窓口、そういったものを開いておりますし、いろいろなコミュニティソーシャルワーカーの配置をしているところでもありまして、そういった機会を捉えて制度の周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 生活保護そのものを審査するのは道の仕事になりますけれども、やっぱり町村はその窓口として、今、町長もおっしゃいましたけれども、いろんな相談に乗れる、そういう立場にありますので、本当に困っている人を見逃さないというか、そういう立場でぜひ仕事を進めていただきたいということと、それから、この一番大変な人たちのところを削って、全体を下げていくというやり方というのは、やはりまずいと思うのです。ですから、このことは町長も声を大にして国に対して、地方六団体もいろいろ要望はしていますが、こういうことになっていますので、改めてこうやって生活保護法が次から次と引き下げられるということに対して、町長もやはり国に向けても声を上げるべきではないかと思いますが、そのことについてはどうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） いつも議員のほうからご指導いただいているところであります。この問題に限らず、いろんな介護保険等々、生活に密着した課題等がありますので、しっかりと町村会などを通じて声を上げていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 次に、子どもの医療費の助成拡大の関係です。

これまで町村が独自に、どこの町も今はもう医療費無料化をやっていないところはないですから、頑張って財政が大変だという中でも、病気になったとき安心して病院にかかれるようにということを最低保障しないとならないということで、この助成拡大をしてきたと思うのですよ。ところが、

それに対して国はペナルティをかけるということでやってきたわけですが、これをやめてほしいということで、私たちも意見書を上げたり町長も要請したりしていたと思うのです。

それで、未就学児までに限って今回はペナルティをやめるといったわけです。ここで出たお金、町長は子育て支援では幼稚園だとか保育所の建物を建てたりとか、インフルエンザだとか、いろいろでやっていますということだったのですが、国保のペナルティとしてかかっていたものがかからなくなったわけですから、それをぜひ、今、高校生まで無料化というのをやっている自治体が珍しくはなくなっていますから、先ほども広尾に住んでもらえるようにというような話もありましたけれども、そういうまちづくりの施策の一つとして、子どもの医療費の年齢拡大を図るということは大事なことだと思うのですよ。

今お聞きしましたら110万円、今回ペナルティがかからなくなることによって収入になるわけですよ。高校生までの医療費無料化ということにすると350万円ということですから、350万円全部一般財源から出すよりも、110万円もらったら、あとその残りを町が出せばいいわけですから、そんな町長、財政的に厳しいという数字ではないと思います。ここで決断をして、やはりそういうことも検討課題に挙げるべきだと思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 医療費拡大を各自治体がして、住民の子育て支援に努力をしている姿勢、やっとな国も、皆さんの、関係者の方々の努力もあって、地方から一生懸命声を上げて、ペナルティはおかしいということで声を上げて、やっとな就学時までであります。6歳までであります。今、広尾町も遅まきながら中学生までの無料化をしているところでありまして、そこまではまだ至っていないところであります。

国は、6歳までの未就学児のペナルティをかけない反面、それを拡大するのではなくて他の少子化対策に充てると、そんな方針を出しているところであります。議員のほうからは、浮いた金を高校生までに拡大したらどうかというご提言であります。でも、やっぱり拡大をした財源は一般会計から繰り出しているわけでありまして、なかなかその部分だけ足し算、引き算をやれば、議員のおっしゃるとおりであります。やっぱり総体的な財政運営もしなければならないという点、ぜひご理解をいただければと思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） そのペナルティで浮いた分は年齢拡大に使うのではなくて、ほかのことで使いなさいというふうに国が言っていると町長はおっしゃいましたけれども、国から来ている通知はそうなのですよ。だけれども、それはおかしいということで参議院の予算委員会で共産党が質問したら、厚労大臣が、国が出した通知は町村にそうしなさいということではなくて、国の姿勢を伝えるものだ。だから、それ以外の年齢拡大に使っても構わないのだと、自治体の判断なのだというふ

うに公式の場で答えているのです。ですから、遠慮しないで、そこはやはり年齢拡大に充てるということでの考え方は国がだめと、国がブレーキをかけるからできないということとはわけが違うと思います、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） やっぱり住民のためになる施策でありますから、いい方向に事業を展開していきたいというのは、もうやまやまであります。しかしながら、第5次の行革本部も立ち上げて、行革大綱も決めさせていただいて、住民にいろんな協力をいただいたところであります。ですから、全体的な財政運営、ぜひご理解をいただければというふうに思っておりますし、何といても、議員も私も思いは同じでありますけれども、教育ですとか、医療ですとか、福祉ですとかというのは、国が責任を持ってどこの地域に住んでいても平等に受けられる、そうあるべきだというふうに思っているところであります。国のほうにもこういった医療費の拡大、要望してまいりたいというふうに思っております。本町の事情、ぜひご理解をいただければというふうに思っております。

1、議長（堀田） 次に、10番、小田^{おだ}議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（小田^{おだ}） 1番目の質問は、高齢者の自動車免許の自主返納を促進するための広尾町としての方策について聞くものであります。

交通事故においては、高齢者の運転によるものが大変増加しているわけですが、75歳以上の高齢者による道内の死亡事故は、全国平均は約10%ですが、北海道の場合は全体の15%以上となります。

また、道路交通法の改正や認知機能の基準も厳しくなり、免許をもらえない高齢者や自主返納者の数も増えつつあります。

多くの自治体では、返納時の運転経歴証明書と差しかえに、タクシー券あるいは各種の割引券の発行など、実にさまざまな方策をもって自主返納を住民に勧めているところであります。

また、浦河町のように、アクセルとブレーキの踏み間違いがあっても、それを制御する安全サポート車の購入に補助している自治体も見受けられます。

広尾町としても交通事故を限りなくゼロにすることで、より安心・安全な町を目指して、このことについては、より積極的にいろんな方策を検討し、対応していく必要があると思います。その考え方についてお聞きしたいと思います。

2番目は、空き家・空き地対策についてお聞きします。

本日も同僚議員から人口減についてのことが出ましたが、新聞報道にもありましたように、全十勝の中で、この5年間に於いて広尾町は、転入よりも転出が多い、いわゆる転出超で、その数484人の減となり、管内ではトップでした。今後も継続する急激な人口減少に伴い、さらに空き家・空き地が増え、町はもとより、町内会や近隣住民の負担は増え、ますます厳しい状況となります。

27年5月から空き家対策特別措置法がスタートして、自治体としてより弾力的な空き家対策を行

えるようになりました。しかし、今後20年、30年後には所有者不明の物件がさらに増え、行政の対応が大変難しくなります。町としては先進的に自治体として個人の私有地の受け入れも視野に検討、調査していく必要があるかと思います。これらの考えについてお答えいただきたいと思います。

3つ目は、子ども農山漁村交流事業についてであります。このことについては私は何度も質問させていただいていますので、またかと思われる方がこの場にたくさんおられると思いますが、私自身も逆に新年度の予算の中にまたこの事業を見つけ、また継続なのかという大変残念な思いを持って、この道理に合わない事業について質問させていただくわけであります。

子どもたちを対象とした研修旅行の自己負担割合ということについては、広尾町の場合、姉妹都市ではなく姉妹市町と言うべきですね。姉妹市町の西海市との交流事業があり、今年は10名ぐらいくるようになってきているようですが、自己負担額は2万7,000円、また、高校生の海外研修事業については、自己負担が5万円以上となっています。

しかしながら、ご存じのとおり、荒川区から来る70～80人の子どもたちにおいては、ほぼゼロ円であります。なぜ、荒川区の子、それもずっと継続的にこの荒川区の子どもたちからその自己負担をもらうことができないのか。むろん、農山漁村交流事業の目的や今までの経緯が広尾町が今までやっている子どもたちの研修事業とは異なるかもしれません。しかし、同じ旅行で同じ研修目的であり、世の中の常識として、このような旅行は、当然、約半分近い自己負担額というものが出てくるのが当たり前であります。なぜ、広尾の子どもは相応の負担額を出して、どうして荒川区の70人の子どもたちは無料で来るのでしょうか。そのことに対する疑問を持つ町民が私は大変いることを実感しています。広尾町長は財政を考え、そして広尾町の子どもたちを考え、かつ町民の感じる不公平感を拭い去ることができるような、そういうお答えを期待したいと思いますが、よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 休憩します。

午後 1時49分 休憩

午後 2時05分 再開

再開します。

答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） ^{おだ}小田議員の質問にお答えをいたします。

1点目の高齢者の自動車免許の自主返納の関係であります。

交通事故の死亡者は年々減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者が占める割合が高くなっており、さらに近年では、高齢者ドライバーが加害者になるケースも増えています。長年続けてきた運転をやめることは大きな決断ですが、一歩間違えば人の命を奪いかねません。通院、買い物等

への移動手段として自動車が欠かせないという事情もありますが、本町として自主返納を推進することは重要なことと考えております。

本町において平成24年度から自主返納に対する支援策を住民基本台帳のカードで行ってございましたけれども、そのカードが廃止をされて、個人カードが廃止をされていることから、この要綱を廃止しているところであります。

本町の運転免許自主返納者数につきましては、平成25年度から平成30年2月までの実績は78人になっております。現在、高齢者自主返納者への交通手段確保の取り組みとして、病院に通院するための送迎バスの運行や十勝バスの運賃半額になるわけでありますから、その周知なども行っているところであります。

議員のほうから何か方策はということがありました。今後、自主返納を推進するための支援策といたしまして、警察署で発行している運転免許証と同様に身分証明書として使用できる運転経歴証明書、これがあるわけでありますが、それに係る交付手数料1,000円でありまして、その1,000円の助成について今後検討してまいりたいと思っております。

次の空き家・空き地対策についてであります。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成26年11月に公布されまして、平成27年5月に施行されたところです。本町におきましても、増加する空き家等に対応するため、平成27年度に「広尾町空き家等の適正管理に関する条例」、これを制定いたしました。そして、平成28年度には広尾町空家対策協議会を設置いたしまして、地域のニーズをより丁寧に酌み取ることや専門性、公平性を高めるとともに、地域を挙げて空き家等の対策に取り組んでいるところであります。

また、広尾町空き家情報登録制度、空き家バンクといいますが、これを創設しているところでありますが、空き家等の物件の売買、賃貸借など流動化を進め、町外からの移住を促進したいと考えております。

現在、広尾町では146件の空き家があります。そのうち、特に傷みが著しく地域の生活環境に影響を及ぼしていると思われる10件の所有者に対しまして、適正に管理を行っていただくよう、口頭での通知または文書で通知をしております。29年度におきまして、10件のうち3件について解体が進んでいるところであります。平成30年度から平成34年度を計画期間とする広尾町空き家等対策計画を策定し、地域の安全確保と生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を図ってまいりたいというふうに思っております。

今後におきましても、丁寧な説明を通して、空き家の適切な管理あるいは傷みの激しい空き家等について解体を要請していくなど、適切な管理がなされない空き家を増加させない取り組みを推進してまいりたいと思っております。

3点目であります。子ども農山漁村交流事業についてであります。

本町は、教育派遣事業として、小学生を対象とした長崎県西海市との交流事業、中学生や高校生を対象とした海外派遣事業を行っており、姉妹都市として相互交流、また、外国での異文化交流などによるグローバルな視野を持つ人材育成を狙いとして、事業に係る経費の一部を保護者の皆さんに負担をしていただきながら、取り組んでいるところであります。

一方、子ども農山漁村交流事業は、総合戦略の重点プロジェクトに位置づけた地方創生を目指す取り組みとして本町が有する地域資源を活用し、首都圏の子どもたちを農山漁村ホームステイで受け入れて、子どもたちの力強い成長をサポートすることを入り口に都市部との交流を深めることで、関係人口、交流人口、将来的な移住・定住の増加、産業振興や地域活性化を図ることを目的に行っておりまして、広尾の子どもたちの成長に資する教育派遣事業とはその性質を異にするものであります。したがって、子ども農山漁村交流事業の費用負担のあり方を検討するに当たっては、単に教育派遣事業の内容と比較するのではなくて、本事業の意義や効果などを鑑み、考察すべきものと考えております。

昨年12月に閣議決定されました国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂版に地方創生の深化に向けた施策として、「子供の農山漁村体験の充実」が新たに掲載されたところであります。「地方への新しいひとの流れをつくる」という基本目標を実現するための政策パッケージに位置づけられまして、内閣官房は取り組みを進めるとしております。その理由として、1つ目には都市部の児童が農山漁村体験を通じて、地方の自然等の魅力について学び、理解を深めることにより、将来の地方への移住の基礎を形成することが期待できるため、一定期間農山漁村に滞在し、体験活動を行うことが望ましい。2つ目であります。地方の児童も都市部の児童との交流により、足元の地方の魅力を再発見することになる。そして最後に、農山漁村体験活動の推進は、受け入れる地方にとって地方創生に資することになる。このようにしておりまして、本町が行っている子ども農山漁村交流事業の趣旨に合致するものであります。

これから国が旗振り役となり、都市部と農山漁村の相互理解を目指す、いわゆる都市農山漁村交流が各地域で展開されれば、本町が取り組んでいる子ども農山漁村交流事業への理解も深まることが期待をされているところであります。

本事業を進めるに当たりまして、町財政の負担とならないように、28年度は国の地方創生加速化交付金を活用し、本年度にあつては企業版ふるさと納税と個人版ふるさと納税の両面で本事業への賛同による寄附金を財源としております。ご指摘があつた費用負担については、本事業を行うことで都市部と農山漁村の双方が豊かになるという理念に基づき、今後、本事業を充実させ、継続させていく中で、その正しいやり方を定めていきたいと考えているところであります。

以上、3点にわたりまして答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） おだ議員。

1、10番（小田） 1つ目の自主返納にかかわって再質問しますが、この質問に似たというか、全く同じ質問を数年前に私、行っているのですけれども、そのときから比べて、はっきり言うとも何も、言ったはいいいけれども、検討もせずに、何も動かなかつたなという印象がまずあります。そして、今回、十勝バスはずっと来ていますけれども、運転経歴証明書は、これはどの町でも多くやっているところで、これを足したことで、ほんのちょっとだけは満足していますけれども、基本的には、私いかに広尾町が何もしていないかということにびっくりしたのは、先日、「市町村別高齢

運転者による交通事故の防止に資する取組」、いわゆる移動支援施策というデータがあつて、それはそちらの方も見られているかと思うのですけれども、それは実に印刷していくと50ページにも及んで、すごいこれの倍あつて、私、半分でやめてしまったのですけれども、非常にあり過ぎるぐらい住民の、特に高齢者の足を何とか支えようということをやっていることに、町長も一通り見ていると思うのだけれども、あるいは担当者も見ていると思うのですけれども、非常にたくさんあつて、私はでき得る限り、いわゆる悲惨な交通事故をこの町で起こしてほしくないがためにいろいろやってほしいと思うことがあるのですけれども、1つはその今言われた町がやろうとしている1,000円の分についてやるということで、これは多くの町で、すごいたくさんの町で今やっていて、どんどんまたやりつつもあると思うし、それを商品券にしたり、あるいは1,000円の最初から免除ということにもしているところもあつて、これはやり方ですから別に構わないともちろん思うのですけれども。

もう一つは、その間にバス、タクシー等の、いわゆる病院に行った場合はどうの、何した場合は、あるいは買い物に行った場合もまた幾らか出たりとか、いろんなその町々の特徴、特質において、いろんな補助や割引をたくさんやっています。やっているようですが、これについても、やはり他町、ほかの町のやつを見てやってほしいと思うのですけれども、あと、これは広尾町無理なのかなと思うのは、スクールバスの混乗と書いてあるのですけれども、まじって乗るというあれですね。これ、エリアによって大変、日高は厚真町とか平取町、あと石狩市、北竜町、栗山町、月形町、芽室町、室蘭市、いろいろ羽幌町、すごいたくさんやっているのですね。これも住民に全部オーケーというふうにやっているところもあるし、ご存じだと思うのですけれども、特別の地域、かなり離れたところだけはそれを使わせるというか、そういうことでいろいろ違ってやっていると思うのですけれども、これもこれだけ過疎になって、かつ身寄りもなく、運転していつてくれる人もいなくなると、やはりでき得ればスクールバスも使えるということ、もちろん使えるわけですが、この辺については、やっているのかな。やっているのか。

（「ちょっと確認します」の声あり）

（不規則発言あり）

ああ、やっていました。失礼。そうですか。その辺、ごめんなさい。もしやっていたとすると、私が、失礼、気がつかないだけで。

（「ちょっと確認します」の声あり）

はい。そのことは、では後で確認していただいて、それをどういうふうに知らしめて、どこからどこまでは乗れるのかということをもちろん検討してほしいし、あとはデマンドタクシーというか、これもいろいろやっているところもたくさんありますよね。そして、あとタクシーの乗り合わせとか、これもタクシー会社が音頭をとってやるのか、町がある程度どういう形でヘルプするのか、その辺もちょっとわかりませんが、もう大変、いろんなことで免許がなくても、車がなくても何とかやれるというようなレベルまで行くのは難しいかもしれないけれども、これについては徹底してやっていただきたいと思います。

それで、あと今言われたこの50ページに及ぶいろんな細かい施策を見て、私は思ったのですけれども、これにかかわるからいいと思うのですけれども、ちょっと前に本別町の視察に行って、福祉

政策のことで研修というか、視察に行ったのですけれども、そのとき、やはり本別町は国のモデル事業をいただいて、それで非常に勉強もしているし、いろんな新しいアイデアとか新しい試みがすごくあって、私もびっくりして、これは広尾町の職員の方も来て勉強したほうがいいのではないかなとちょっと思ったのですけれども、私は、このたくさんの施策を見て、職員の方もほかの自治体でいろんなことをやっていることを見て、例えば、ちょっとずれるかもしれないけれども、いろんなことを見たりとか、検討したりということを見ずからの目的と意思でそういうところを勉強、本来は町長が、おお、おまえ、行け、これはいいから、ちょっとやるかもしれないから見てきてもらいたいということもいいのだけれども、町全体がこの広尾町の、あるいは全国が抱える高齢化の中で、この自動車の返納もそうだし、次に聞く空き家についてもそうだし、そのことをひっくるめて町が大きな問題として、もちろん大きな問題なのだけれども、それを職員も、あるいは上も行って、見て、まねることが一番早いし、ずるいようだけれども、それが最高に得だと思うので、それは非常に必要性があるし、緊急性もあるので、その辺についてはやってほしいと思うので、その辺についてもちょっとお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 高齢者の自動車免許の自主返納の関係、交通事故もさることながら、移動手段、それから買い物手段、これもやっぱり大きな課題であります。特に、買い物等につきましては、買い物難民と言われる人たちが多くなっているところでありまして、各町村におきましては、コミュニティバスですとか、それからタクシー代への助成ですとか、そういった取り組みもしているのも事実であります。

本町におきまして、平成24年度に、たしか議員のほうからの質問だったかと思いますが、当時、住民基本台帳カード、身分証明書にかわるものですから、これを無料交付していました。でも、住民基本台帳カードが今なくなりましたから、それが廃止をしているところであります。やっぱり免許証というのは、各手続で身分証明書になるものですから、それにかわるものとして、先ほどお答えをした運転経歴証明書、これ警察が発行する、1,000円であります、それをまず発行して身分証明書のかわりにさせていきたいなというふうに思っているところであります。

また、移動手段としてのスクールバスのご提言がありました。

今、市内のスクールバスについては、路線バスを使っていますから自由に乗れるのですけれども、山のほうにつきましては、スクールバスに混乗できるシステムになっています。ただ、十二分に周知しているかといえば、ちょっと不足している部分はあるのかもしれません。スクールバスの路線に合わせて、時間に合わせて乗る場合には乗れるという形になっているところでもありますから、それについても周知を図っていきたいなというふうに思っているところであります。

新たないろいろな取り組みについて、各先進的な事例等々について、議員がおっしゃったとおり、いいところは学んで、そして本町で取り組めるかどうかぜひ研究もしていきながら、この高齢者の自動車運転についての取り組みも進めていければというふうに思っております。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） 先ほど挙げた市町村別高齢運転者による交通事故の防止に資する取組というデータを見ると、この中にたしか広尾1つしかないのですよ。それ何で載っているかという、何をやっている広尾町かという、病院のバス、そのことだけしか載っていないのですよ。だから、その混乗については調べに来たとき言わなかったのかどうかわからないけれども、何せこうやって見ていくと、いろんなところでいろんなことをやっているけれども、広尾町非常に少ないので、ちょっとがっかりしたことがあったので、もしあれでしたら、もしあれも何も、一度目を通して、やっていると思うのだけれども、負けずに競い合って、これについてはやってほしいと思います。

それはそのことだけでいいのですけれども、次の質問として、空き家対策のほうですけれども、今現在は全くどこの誰が所有している土地なのか、おうちなのかということは、そういうところはないのかどうかというのをひとつ確認しながら、今、全国的に毎年12万の空き家がとにかく出てきているということで、12万というと広尾でいくと、大体7、8件毎年出てくると思うのですけれども、特に空き家が出てくる地方ですから、もしかすると10近くまで毎年出てくる可能性があると思うのですけれども、これは遅くなればなるほど大変なことになるので、行政としても大変ですけれども、何とかやっていただかないと、さらに大変な問題が出てくると思うのと、それとあと、税的に更地にすると固定資産税がどうのこうのと、そういうのは町としてある程度面倒も見たりしているようなことをやっていたとしても、それをさらに住民にとって利するような形でやらないと、かなりの差があるので、より是正してほしいなという気はします。さもなくば、どうしてもやっぱり計算して、いや、やめようということになると思うのですね。建て壊しということになると思うので、それをぜひともやっていただきたい。

それで、新聞にでかでかと室蘭のことがどっと載ったのですけれども、その中で1つだけちょっと申しわけないのですけれども、この東京財団の人が書いている補足みたいなのがあって、自治体のこういう空き家・空き地の引き受けについて書いてあるのですけれども、時間がかかりますので、ちょっと早目に読みます。「相続未登記による所有者不明の空き家が増え、問題の対応が難しくなっている。その背景には、高度成長を前提とした土地制度の問題があり、人口が増え地価が上がる時代は、不動産を相続し、登記するメリットがあった。だが、人口が減り地価が下がると、地方では相続手続のコストが土地の値段より高くなる可能性があり、未登記になりやすい。坂が多い室蘭のような都市は、高齢化が進むと引き取り手がない土地が出てくる。利用促進も大事だが、利用を前提にしない土地のあり方も考えるべきだ。誰も関与しなければ土地が荒れるだけ。これ以上のマイナスを防ぐには、地域の実情に応じ、防災や自然保護、景観維持などを目的に自治体が受け皿となって土地を引き受け、それを国が支援する仕組みも必要ではないか」と。そういうふうに書いてありまして、まさしくそのとおりだと思うのですけれども、これ、ああ、いいことだなで終わってはしようもない話で、これはあとは行政がいかに国との調整がどういうふうにあるのか、あるいは自治体としてどこまでこのことに、それこそ寄り添っていけるのかどうかということが町として

の問題だと思うのですけれども、その辺について町長、意見があれば教えていただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 空き家の対策であります。

転出が多くなる、また、高齢者のひとり世帯が例えばいなくなるとなれば、空き家が発生いたします。年々多くなっているところでありますが、その空き家対策、頭の痛いところであります。本町においても、いち早く条例を制定して、それから協議会も立ち上げました。そして、空き家バンク、これも創設をして、把握に努めているところであります。所有者がわかっているところは、常に文書等を出しながら対応しているところであります。でも、なかなか所有者、相続がないままに所有者がわからない物件もあるわけでありまして。人の財産でありますから、なかなか手をかけられないというところもあります。

しかし、国の法律が変わりまして、特定空家に認定すれば、行政が代執行で取り壊しができるという、そういう制度になっているところでありますが、なかなかその財源の裏立て、裏がありません。なかなか制度的にはそういうふうになっていますけれども、どうやって回収をするかという点、大変頭の痛いところであります。代執行でそれぞれ行政がすると、それを悪く悪用する方も中には出てくるのではないかという心配もあります。そういった意味では、大変頭の痛い問題であります。

ここの室蘭の新聞の東京財団の記事、私も拝見をいたしました。そのとおりでありまして、国がしっかりとしたいろんな財源の裏打ちもしてくれなければ、自治体としてはなかなか手をつけられない問題ではあるかというふうに思っております。ただ、いろんな国の制度ができて、条例ができて、そういった形をとることによって、空き家の所有者の方についても認識が出てきたというところでありまして、さらにこういったこと、所有者について、引き続き空き家対策について制度の周知を図ってまいりたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） お^だ田議員。

1、10番（小^お田） このことについては、ちょっと1つだけ最後に教えていただきたいのですけれども、この今の財団の人の話は、基本的にどういうことに結びつくかという、土地は借り物というか、地球も借り物であって、もともとは北海道の場合はアイヌの人の土地であったところを、いろんな形でいつの間にか所有者がいるという格好になっていますけれども、私は、このすごい人口減の中でどんどん空き地・空き家が出てきて、固定資産税も払いたくなければ、土地もどうぞ町でお持ちくださいみたいな、そういう形がどんどん出てくるというふうに思いますけれども、町としては、私有地をくれるというか、町に寄附するというふうにした場合、いいところであればもうわけですよね。いいところというか、町として除雪に使えるとか、あるいは交通安全とかそういう。ただ、そうでない、例えばおうちとおうちの間の土地とか、そういうところにはちょっとなかなか

ということにもなるだろうけれども、少なくとも更地にしてしまった場合については行く行くは、今、財団の話ではないけれども、利用方法はないのだから、その辺は町としてはやはり今言ったように、考えていって、考えるというか、知恵を出して、幾ら固定資産税が少なくなるからという問題ではないと思うので、ぜひともしてほしいし、アイヌの人の土地だったということを言うと、そんなことないとか、いろいろ言ってくるかもしれないけれども、やはりエスキモーの人も借り物として考えているし、アイヌの人も借り物と考えているから、私はその辺、もう時代は大きく変わっていく中で、やはりもうそれぞれの核家族になって一人一人になっていくときに、もう要らないものとしての土地ということが出てくるので、それをうまく、うまく利用と言ったらあれですけども、その辺は時代を考えて何とか町としてうまくやればやるほど、やはりこの町はもう少し生き延びられるのではないかなというふうに思いますので、それをお願いしたいけれども、何かありますか。あれば一度座ります。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 特に空き家になってそのままにしておくという一つの要因としては、固定資産税が建物があると6分の1で済むという、そんなこともあります。そういったこともあって置いておくという方も多分いらっしゃるのではないかなというふうに思っています。国のほうも、そういったことも鑑みて、壊して公共の用に供するとか、次の利用が町内会だとか行政のために使うとなれば、補助も2分の1とか、3分の1とか出る仕組みになっています。ただ、全額出るわけではありませんので、今後やっぱり国がそういったことも手だてをしてくれないと一自治体だけではなかなか手がつけられないところであります。

ただ、十分使える空き家もあるわけでありますから、そういった情報も提供することによって、これから家を持ちたいという方については、そういった空き家も十分活用できるのではないかなというふうに思っております。議員のおっしゃったことを十分考慮しながら、この空き家対策を進めてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） お^だ小田議員。

1、10番（小田） ある程度、解釈の問題ではあると思うのですが、農山漁村交流については、もちろん荒川区の人たちは体験を通じて非常に勉強になるし、かつ広尾町の子どもたちも再発見とかいろいろ言われましたけれども、もちろんそのとおりです。

しかしながら、旅行は行ったほうが勝ちということはないけれども、いわゆる百聞は一見にしかずで、来られた人としても、確かにいろんな一緒になって遊んで発見はするかもしれない。交流もできます。だけれども、日常性から脱却できないと言ったらおかしいですけども、同じ広尾町にいた場合、やはり新鮮な目というのは出てこないのです。全く新しいところへ行って、全く新しいものを見ることが、一番の私は成長への糸口だと思うのです。だからこそ、荒川区の子どもたちは

新しいところへ来て、そして泊まったこともない漁師さんのうちに泊まっていろんなことを体験する。これは、素晴らしいことです。それを私は、同じ広尾町に住む、私たちの同じ町に住む子どもたちにそういうことを、全く与えられないということはないけれども、やはり旅行して行ったほうが全然勉強になります。これは町長だって行ってみて、ああ、そうかということで、本当に勉強になることがたくさんあると思うのです。

そうした場合、町長、いろいろ解釈でそういうふうに言われたけれども、そうすると、まさしく不平等条約ではないけれども、やはり自己負担の金額というのは、町民として理解できないのが当たり前だと思うのですよ、私は。子どもたちが交流する。あっちから来る人たちは自己負担1,000円か2,000円になるようなことになりますけれども、ほぼもう、まだまだ10分の1ぐらいより以下ですよ、負担というのは。ですから、私は、今言った答えはやはり答えにならないのではないかなと思うのですよ。どう考えたって、広尾町の子どもは、いろんな西海市だとか海外に行ったりしても、それ相応の約半分近くの負担を出していると。ところが、荒川区の子どもにはそこまでもらっていないということはおかしいし、もらっているのではないかということになりますね。だって、あっちから来て、それぞれ勉強するなら、同じことではないですか。確かに最初の年は、国が面倒を見たどうのこうのとあったかもしれないけれども。

そして、私は何を言いたいかというと、ここでいろいろ言いたいことたくさんあるけれども、町長、ずっともうこの何年か緊縮財政、厳しい財政と言って、そして、今、町立病院があのよう形で独立行政法人になろうかとしていたり、すごい大変な財政ではないですか。そうしたときに、70人も80人もの子どもたちに、それは勉強になるよ。だけれども、その旅行の費用を全部一切合財を見て、ここに来ていろんな体験をしてもらえらるほどの余裕のある町なのですかということを聞きたい。それで、町長は全然余裕ありますよと言うのなら、そういうふうに言ってくればいいし、私は全くないと思う。

それで、町長がやっぱり緊縮財政に対する、それに対していろいろ解決策をしていくという気があるのであれば、これについては1年、2年のうちに消滅させるしかないのではないかなと。私は、別にこの事業を目のかたきにしているわけではないですよ。もうこの1つを見ても、私は不平等であること、町民がやはり納得していない人が多いこと、そのことはやっぱりしっかり町長は考えてほしいし、ここで私は1つ思い出すのだけれども、半年ぐらい前に広島県の近隣の町村長が集まってきて、核兵器の禁止条約について、国がそれに会議にも出なければサインもしなかった。そのことに対して、安倍首相に言った言葉がありますよね。それは何と言ったかということ、安倍首相に対して、あなたはどこの国の首相ですかというふうに言いましたね。私もここで、ちょっと言葉は激しいかもしれないけれども、私は、この厳しい財政の中で町長は、このように荒川区の子どもたちが勉強にはなるかもしれないけれども、彼らについてそのように利を与える、もちろん成長とか、そういう目に見えない利もあるかもしれないけれども、自己負担金も取らないでそういうことをやるということは、荒川区の区長ではあるまいし、私は、はっきり言って広尾の町長ですかということを聞きたい。私もこういうことを言うのは嫌だけれども、本当に広尾町のためにお金を使ってほしい。ただその1点であります。お答えください。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この関係については、今までも相当議論をしてきたことでありますし、冒頭答弁もさせていただいたところであります。

この農山漁村交流事業の趣旨等については、理解をするという議員の発言がありましたから、理解をしていただいているものだなというふうに思っているところであります。

さかのぼれば、冒頭、当初は総務省、それから文科省、農水省のモデル事業として、この事業を取り組んだところであります。そして、2年目については地方創生の加速化交付金、これでこの事業を進めたところであります。さらには、この事業が地方創生の戦略として総務省から認められた事業であるということで、この事業を進めているところであります。

主に財源のことを言われているところでありますけれども、先にその成果等については前段で申し上げましたけれども、再度申し上げますけれども、当然、都会の子どもたちは得るものはたくさんあって帰るわけでありまして、では、受け入れ側が何の効果があるのかというところが議論になるところであります。何と云っても、都市部との交流、これを深めることによって、今後の地方創生につながる、これはもう間違いのないことであります。それから、何と云っても、事後交流を含めて地域の活性化、産業フェアだとか、マルシェに出品をする、そういったコネクションもできますし、つてもできますし、そういった産業振興につながる。それから、広尾の海産物を学校給食に提案をしていくこともできる。そういったことで、こういうことがあるからそういうこともできるのだというところでありまして、事後交流におきましても、本当に学校全体でこの広尾町のことを勉強していただいているというところでございます。そういった面では、出る側も、それから受け入れる側も、そういった効果があります。また、受け入れた漁家も、やはり自分たちの職業に誇りを持ち、地域の広尾町のこれからのことも自信になったというところ、大きな成果だというふうに思っているところであります。そのことが大きな効果であるというふうに思っております。

議員が言われている費用負担の面であります。単費では、単独費用ではできないというのも認識をしております。この財政事情であります。ですから、総務省に申告をして、企業版のふるさと納税で制度の活用を図っているところであります。このことが認可されまして、企業の方々にお願いをして、この事業に寄附をしたいという申し出もあったところであります。個人版のふるさと納税の使い方、これも7項目ありますが、そのうちの1項目に農山漁村ホームステイ事業に使うというところの指定の寄附もでございます。そういった寄附をいただいて、この事業を進めているというところであります。議員おっしゃったとおり、厳しい厳しい財政状況でありますから、単独費用では、単費ではなかなかできない事業でございます。企業の方々、この事業に使っていいよという寄附、個人の方もこの事業に使っていいよという寄附、その寄附金でこの事業を行っているところであります。

過日、ふるさとチョイス、ふるさと納税をやっているポータルサイトでありますけれども、その

使い方で全国でコンクールみたいのをやっているのですけれども、全国の自治体の8町村に選ばれて、その中で最優秀はとれませんでしたけれども、優秀賞を本町と、それから栗山でいただいたところでもあります。使い方で評価をされているのがこの事業であります。全国のふるさと納税の使い道の中でいろいろありますけれども、その中の一つとして、都会の子どもたち、都会からいただいたふるさと納税のお金を都会の人たちのために使う事業だということ、高く評価をいただいているところでもあります。そして、そのことが、都会の子どもたちはもちろんでありますけれども、地元の広尾にとっても返礼品もそこで発生するわけでもありますけれども、産業振興につながるところはもちろんありますが、やっぱり地方にとっても都会との交流がここのところできるといって、これが大きな地方創生につながるのだということだというふうに思っております。

昨年の12月に地方創生の改訂版が出されたわけでもありますけれども、改めてここの農山漁村交流というところは国も明記をされたところでもあります。今後も30年度の予算として調査費もこの事業でついているところでもあります。今後、国も力を入れてこの事業の展開をするのだというふうに思っているところでありまして、この事業の取り組みの目的、趣旨、成果について、ぜひご理解をいただければというふうに思っております。

1、議長（堀田） 休憩します。

午後 2時47分 休憩

午後 3時00分 再開

再開します。

10番、^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） 最後には町長は、ふるさと納税による寄附があるから、それを使っているから、まあまあいいのではないですかみたいな感じに聞こえるし、そうだと思うのですけれども、それは私は全くお門違いだというふうに思うのです。ここで論戦するわけではないけれども、考え方の違いをはっきり明確にしておきたいと思うのですけれども、例えば何らかの形でふるさと納税による税が広尾町に入ってきたとしたら、それはこの自己負担もない、ほとんどないような、そういう事業に、こういう不公平な事業に、それは広尾の子どもたちと比べてですよ。そういう事業に私は使うべきではないと、こういうふうに思います。

そして、その納税、そういう税があるのであれば、私は、企業版としてはまた違う方向で使うべきであって、ここに持ってきて、ふるさと納税の分で使っているから迷惑をかけていませんということにはならなくて、その税をいただくに当たって広尾町のことを考えてもらっている人がほとんどであって、それは荒川区の子どもたちができるだけこうやって体験をしてどうのこうのと、そういう人もいるかもしれないけれども、それは町としてそういうスタイルでやることにはなっていないというふうに、ふるさと納税のあり方自体についてそう思うのです。とにかく、同じ税であ

ったら、私は、基本的にそういう目的がついたやつと言いながら、ちょっと言葉悪いけれども、企業版で寄附してくれる人たちに対して本当の真実を与えていないのではないかというふうな気がちょっとしてきます。

というのは、あともう一つ、余り言うとなんかかもしれないけれども、2位になったとか3位になったとかと言われましたけれども、それは全国の人が何かで投票したのですか。私も幾ら記事を読んでも何かわからないので、身内ですと言ったら失礼だけれども、本当の関係者でやったのかなというふうに、ちょっとわからないのですよ。それが実際に、いや、賞をとったことについてどうのこうのではないですよ。そのことはいいのですよ。だけれども、どのような形でそういうふうに、アカデミー賞とかいろんな賞があるから、私は、それはアカデミー会がいて、その人たちが何票何票とかとなったのだけれども、この場合はどういうことでそういうふうにとったのか、もしわかれれば教えてほしい。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 繰り返しになるかもしれませんが、人口減少が進む中、地方創生に向けて本町がどういう戦略を持ってやるかという計画書を立てました。議員の皆様方にもお示しをし、説明をいたしました。その中の一つとして、やはり地域間交流を進めて広尾町と都市部を結びつけて、そして地域活性化を図っていくのだという大きな柱を立てたところであります。その一環として、農山漁村ホームステイ事業があるわけでありまして。これの効果等については、前段申し上げたところであります。何と云っても、応援団をしっかり都市部でつくって、関係人口、交流人口、それから移住・定住、将来的な話でありますけれども、さらには学校給食で使っていただいているわけでありまして、そういった意味で、広く広尾町のいいもののPRに資することができますし、産業振興にもつながるわけでありまして。遠い将来でありますけれども、つながっていくわけでありまして。さらには、地域の住民の方が自分の住んでいる地域をやはりいいところを再発見できたという、そんな喜びも地域の受け入れ家庭ではあるわけでありまして。

この事業については地域再生計画というものを総務省に、内閣府に申請をして、この事業が認められて、企業版ふるさと納税になったわけでありまして。うちがこの事業、企業版ふるさと納税、企業からお願いしますよというってなるわけではありません。これは税制の話でありますから、内閣府がこの地方再生計画として農山漁村ホームステイ事業がいいですよという認可をもらって、その事業に対して企業の方々が寄附をすると、税制の優遇体制になる。今まで3割が6割まで控除になるという制度でありますから、そういった国が認めた制度でこの事業を進めているというところ、ぜひご理解をいただければというふうに思っております。

当然、議員、先ほどどっちを向いて仕事をしているのだみたいなことを言われたところでありますけれども、まさしく私、広尾の町長でありまして、広尾町のために、広尾町がこれから将来どうあるべきかという立場で、地方創生に向けて全力を傾注しているところであります。この事業、す

ぐ効果が出ないかもしれませんが、長い間かかるかもしれません。そういったところを見据えながらやることとあわせて、やはり当面の効果も出なければなりませんので、学校給食はじめ、産業振興につながることを、それから荒川区でいろんな物販もやること、時間がかかるかもしれませんが、そういったところも見据えて事業の展開をしなければならないというふうに思っております。

議員おっしゃった財政負担の問題、十二分にわかります。しかしながら、単独費用ではできませんけれども、こういった事業を広尾町のためにやるからぜひ寄附をお願いしますという、応援をしてくださいというのが、ふるさと納税の趣旨でありますから、その趣旨に沿って寄附をいただくわけでありますから、ぜひそういったこともご理解をいただければと思っていますところであります。

失礼しました。それから、ふるさと、全国のことですけれども、38の自治体がエントリーしたところであります。そのうち8の自治体が最終選考に残ったということです。

1、議長（堀田） 次に、6番、山谷照夫議員、登壇の上、発言を許します。

1、6番（山谷） 「高規格幹線道路帯広・広尾自動車道」の現状と今後の見通しについて質問いたします。

初めに、高規格幹線道路帯広・広尾自動車道の道東自動車道は、帯広ジャンクションから分岐し、広尾町に向かう80キロであります。2003年に帯広ジャンクションから帯広川西インターチェンジの間で供用開始となり、2015年3月に忠類大樹インターチェンジまで開通しています。この間、関係機関、関係団体等が早期延伸を訴えてきた地道な努力が報われたと思っています。

平成29年10月28日の新聞報道によると、十勝の念願である忠類大樹から広尾間の延伸に向けて忠類大樹インターチェンジから広尾豊似インターチェンジ（仮称）までの15.1キロは新規事業化が決定されており、2027年度の開通を予定しているとのこととあります。しかし、その先、豊似インターチェンジから広尾間の約13キロは、まだ事業化区間になっておらず、見通しは立っていないとのこととあります。

そのような中、帯広開発建設部は予定ルートで環境の調査実施中であり、ルート上に希少な動物が営巣していることが判明し、地元広尾では事業化がおくれるのではという不安もあるが、同開発建設部の道路計画課は、高規格道路は重要な物流ルートとなるだけではなく災害対策にも役立つ、今後、要望を最大限反映させたいとしているようです。

町長は、さきに平成30年度の町政執行方針の中で、高規格幹線道路の整備促進については、今後とも期成会を中心に豊似―広尾間の新規事業化と一日も早い全線開通を目指し、要請活動を行ってまいりたいと述べています。

また、最南端にある広尾町では、帯広・広尾自動車道も早期延伸を求める声が高まっているとも報じられています。

その報じられている中には、それはまず防災面であります。豊似インターチェンジは、天馬街道に接続される予定ですが、国道336号の豊似橋はその南にあり、昨年秋、9月中旬の台風18号では、

豊似橋付近で道路が陥没し、広尾町は一時孤立寸前に陥った、2007年9月以来の通行どめとなったことは記憶に新しいと思います。

また、広尾市街地と帯広方面を結ぶ国道336号の楽古橋は、唯一広尾の動脈であります。その楽古橋は海岸に近いので、もし想定されている巨大地震や巨大津波が発生した場合には、1本しかない楽古橋が通行どめや交通不能など混乱に陥り、広尾町は一時的でも孤立化、陸の孤島が避けられない事態を危惧しています。

次に、物流面ですが、近年わかるように大型車両の交通量が多くなり、交通安全面からも、また、重要港湾十勝港は流通拠点港としての役割も大きく、物流の高速ネットワーク、物流ルートとして災害に強い道路が必要となっていると思います。

さらに、救急医療であります。本町は脳外科、産婦人科がなく、帯広市内の病院に緊急搬送するケースも多く、とちち広域消防局広尾消防署による2016年の救急出動306件のうち、帯広に搬送したのは42%であります。緊急搬送の時間は生死を分けるとも言われています。広尾にとって、救急搬送の帯広までの距離は変わりませんが、その時間を短縮できると思います。そのためには、救急搬送の時間が短縮できる、安心して走れる道路が必要だと思います。

また、広尾町と隣接する日高東部消防組合えりも支署は、国道336号が緊急搬送のルートでもあり、苫小牧に運ぶよりも40分短縮できるといい、通行どめになればロスは避けられないということになります。

そして、観光面においても、本町の観光資源であるサンタランド事業の推進をはじめ、オール十勝フードバレー推進や日高との交流面を含め、交流人口増も見込め、広尾町の経済面にも効果をもたらすと考えます。

以上、述べましたが、高規格幹線道路の豊似―広尾間の新規事業化と一日も早い全線開通を求めている広尾町の住民の声は少なくないという観点から、町長に次のことをお尋ねしたいと思います。

1つに、忠類大樹インターチェンジから大樹インターチェンジ間の5キロは、2016年度に用地の測量、取得を進めている。2017年には詳細設計を行いながら、完成に時間を要する橋などから整備を始めたいとしているが、忠類大樹インターチェンジから広尾の豊似インターチェンジまでの区間を事業区間として昇格した経緯について伺いたいと思います。

また、2017年から広尾町の豊似インターチェンジまで15.1キロの用地測量、設計を開始していますが、より具体的に現在どのような作業を行っているのか、また工事はいつごろなのか、工事期間として豊似インターチェンジまでどれくらいで完了するのかなど、タイムスケジュールについてを伺います。

次に、豊似インターチェンジは天馬街道に接続する予定ですが、豊似橋はその南にあり、広尾町は豊似インターチェンジから十勝港までの延伸を強く要望をこれまで行っていますが、今現在、どのような手続が進められているのか、延伸の可能性はどの程度あるのかお聞きしたいと思います。

広尾町は、防災・医療・観光・物流面で十勝港までの早期延伸を求めています。高規格道路の測量、用地買収、設計等の作業がスムーズに進められていると思いますが、環境面も含めて心配さ

れていることなどはないか質問をいたします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 山谷議員の質問にお答えをいたします。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道の現状と今後の見通しについてであります。

まず初めに、忠類大樹から豊似までの事業区間昇格の経緯についてであります。この帯広・広尾自動車道の本町までの早期延伸につきましては、町内外の関係機関、関係団体の協力のもとに、その実現に向けて要請活動を精力的に行ってきたところであります。平成28年3月10日、国土交通省事業評価部会で審議され、予算化への対応方針が正式決定となりまして、忠類大樹から豊似までの間、新規事業として採択をされたところであります。当然議員おっしゃった防災、産業、観光、医療にも大きな効果があるところであります。

次に、工事の進捗状況、スケジュール等についてであります。

平成28年度につきましては、忠類大樹から大樹の区間で路線測量、道路の予備設計、橋梁予備設計、地質調査を実施しております。また、忠類大樹から豊似の区間での環境調査、これを実施しているところであります。29年度につきましては、忠類大樹から大樹の区間で用地測量、物件調査、環境調査、道路詳細設計、管渠の詳細設計、それから橋梁の詳細設計を実施しているところであります。平成30年度につきましては、まだ国の予算が成立していないというところで、事業の内容については公表されておられませんけれども、おおむね28年度の忠類大樹から大樹の区間で実施をしたと同様な工事が見込まれているところであります。

次に、今後の手続と広尾町までの延伸の可能性についてであります。

今後につきましても、期成会を中心として豊似―広尾間の新規事業化の採択と一日も早い全線開通を目指して、要請活動を図っていきたいと思っているところであります。

環境調査についてのお話がありました。

道路事業による周辺の環境に及ぼす影響について調査をするものであります。実行可能な環境保全措置を講ずることによりまして、環境に及ぼす影響の回避、低減が図られるものであります。忠類大樹から豊似間におきましては、希少な猛禽類、オオタカ、ハイタカの生息が確認されておりますので、これらの生息に影響を与えることのないよう、事業を進める予定になっているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、6番（山谷） 今、町長からお答えをいただいたわけでありますけれども、忠類大樹から豊似―広尾間までの進捗状況だとか現状等について、あるいは平成28年、29年についてのそういう進捗

状況といたしますか、タイムスケジュールも含めてお話がありました。それについては何となく見えているのかなというふうに、年数は別としましても、何となく今の説明を受けて、この3年ぐらいの間のことが見えたというふうに私は評価をしています。しかし、一番の問題の、この先、豊似から広尾までの区間についてはまだ見えないというか、見るができないというか、そしてこの2、3年が28年から今いろいろと説明がありましたけれども、やっぱり私的にも今年含めてこの2、3年が大きな時期になろうかなと、私なりにそう個人的には思っています。そんなことで、先が見えないという共通認識にならざるを得ないのかなというふうに今お聞きして、私なりに思っています。

そこで、町だけで進む問題でもなくて、いろいろなことに絡んだ道路の関係でありますから、ちょっと趣を変えまして、今、私のほうで、国土交通省のホームページによりますと、計画段階評価結果では、ご承知のとおり、大樹―広尾間のあれは解決すべき課題等と原因として、先ほども私述べましたけれども、防災・物流・医療が挙げられています。それはよく言われている、やっぱり広尾町の喫緊の課題であると私は思っています。それには何といってもまず防災面から、やっぱり災害に強い道路をつくるか、あるいは物流面から先ほど言った高速ネットワークあるいは物流ルートの道路をつくる、それから医療面からは緊急搬送の時間短縮となる安心な道路をつくる、そして観光を含めてそれぞれ解決していくことが、広尾町の未来とまちづくりにつながるのではないかなと。いろいろありますけれども、この高速道路だけのことを考えると、こういう解決していかなければならない問題がやっぱりある。それが喫緊の課題だと私は押さえています。そのためには、豊似―広尾間の早期の新規事業化と全面開通が何としても不可欠であり、必須でありますと私は確信しています。

ご承知のとおり、今年は広尾町は開町150周年を迎える節目の年であります。そのスローガンは知ってのとおり、150年、「つくる、つなぐ。広尾町」としていますよね。そこで、帯広・広尾自動車道が広尾市街、十勝港までつながったと仮定した場合、全線開通後のまちづくりを町長はどのような町にしたいとか、あるいはまた、どういうふうにご未来につなげたいとお考えなのかをお聞かせしてほしい。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今後の見通しでありますけれども、この帯広・広尾自動車道については、計画段階評価で広尾まで全線新規であることが妥当だという評価のもとに豊似までの延伸が事業化になったところであります。ですから、前提としては広尾までつなぐのだという前提のもとに、15キロの忠類大樹から豊似までが事業化になったというところであります。すぐ引き続き毎年のように期成会でこの道路の要望をするのですが、道路局あたりに行くと、事業化になったばかりで何急ぐのですかと言われるのですけれども、現実的にはやはり調査をして、設計をして、現地着工をその区間が始まってから、次の事業化区間の要望がベストだというふうに言われているところであります。ですから、これまでもやっていますけれども、特に現地着工が30年度になるのか、31年度になるの

か、まだ明らかではありませんけれども、現地、忠類大樹から豊似までの区間が現地で工事が始まった、すぐ次の事業化区間の要望というのを力を入れてやっていきたいというふうに思っております。

それから、つながったときのまちづくりであります。

当然、この道路につきましては、防災、物流、観光、医療、議員がおっしゃったとおり、この大きな効果が見込まれるわけでありまして、見込まれるというより、このことが必要だからこの道路だということでもあります。ただつながればよかったねではだめなわけでありまして、つながった後、この町にこの高規格道路を通って、物流は十勝港ありますし、産業の面もありますし、医療もありますし、ただ、観光の面ではつながったから人が来るという、最初は来るかもしれませんが、やっぱり何か広尾にあって、その道路を使って広尾に来るという、その仕組みをつくらなければならないというふうに思っています。

忠類大樹から豊似まで何年かかるのかという話、ほぼ10年ぐらいと言われていました。では豊似から広尾まで何年というのは先が読めるのですけれども、でも一日も早く完成をしていただいて、そしてつながったときに、この広尾町がどんな形だったらみんなが道路を使って来てくれるのか、やっぱり観光振興、商工振興等々含めて、そういった魅力のある町にしなければ道路がつながってもだめなわけでありまして、そういった観点で今後のまちづくりを進めていきたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 山谷議員。

1、6番（山谷） 今、町長のまちづくりに対する姿勢、考え方をちょっとお聞かせしていただいたわけですが、今、後半の部分で、10年ぐらいかかるのか、それでは町民から見ると、広尾まで来るのはどれぐらいかかるのでしょうかね、来るのかねなんていう、心配するのは当然だと思います。でも、町長も執行方針で言っているように、一日でも早くという言葉は、やはりずっと後世のためにはうたい続けていく、やっていく必要があるというふうに私は思っています。そのためには、この高規格幹線道路帯広・広尾自動車道は、本町のまちづくりに必須の道路であって、関係機関と連携して要請活動を行ってまいりたいというふうに先ほど述べられました。

その関連で、前に新聞にも出ておりましたが、帯広開発建設部の道路計画課も、高規格道路は重要な物流ルートとなっているだけではなくて災害に役立つということで、これからこの要望を最大限反映させたいというふうに力強く言っているわけですね。それで、地元の町長として、最南端にある広尾町の町長として、平成30年度の町政執行方針においても、豊似―広尾間の新規事業化と一日も早い全線開通を目指した要望活動は何としても不可欠でありますと私は思っています。町長もより一層、再認識されていると思います。この2、3年もとっても大事な時期なので、より一層の要請活動を行うために、新たな決意をされていると私は思っています。

さらに、大事なことなのですが、過去2回の住民アンケートで7割以上という住民の期待もあるわけで、豊似から広尾市街、十勝港までの全線開通は広尾町の切実な願いであって、最重要課題で

あると私は言い続けています。私も町民の一人として今後どうなるのか心配しています。でも、豊似一広尾間の新規事業化と早期延伸の実現化を期待している応援団の一人であります。

最後になりますが、町長の意気込みを確認して終わらせていただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 山谷議員のほうから、高規格道路のことにつきましてご提言がありました。本当に豊似まで事業化になるこの区間、本当に長い間かかったわけであります。この間、住民の方々の署名もいただきましたし、関係団体の要請活動も一緒に行ってきました。本当に多くの方々の地元の熱意が国を動かしたということでございます。やっぱり国に要請をすると、地元の熱意はどうかなのですかというのは常に言われているところであります。それがゆえに、東京に出向くたびに常に国交省に出向いて要請活動を行ってきたところであります。また、十勝の期成会としても最重要課題としてこの問題、位置づけているところであります。

この道路については、一広尾町の問題だけではなくて、十勝の地域振興として十勝を高速道路と高規格道路、十文字に結ぶこと、上はオホーツク管内から十勝港まで結ぶ、そして、札幌圏から釧路まで結ぶという、そういった十文字に道路になるわけでありまして、その重要性というのは十勝の期成会としても最重要課題として位置づけているところであります。加えて、その終点の広尾町でありますから、なおさらのこと、この道路が来ているか来ていないかによって、本当に大きなハンデをしょうことになります。しっかりと一日も早く広尾までの高規格道路をつなげることが広尾町の地域振興につながる。特に命を守る道路と言われているところであります。防災、医療、本当に大事な道路だというふうに言われているところであります。

今後も議会の皆様方はじめ、多くの関係機関の皆様方のご協力をいただきながら、全力を挙げて取り組む決意であります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎日程第4 議案第43号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第43号 広尾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、議案第43号 広尾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日より施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることに伴い、

関係条例の整理を行うものであります。

改正の趣旨であります。後期高齢者の資格の適用は住所地、例えば広尾町の方が町外の施設に入所するために転出した場合は、転出先の被保険者になるということを原則としておりましたけれども、国保には住所地特例の適用がありまして、今後は後期高齢者医療制度においても、現に国保の被保険者で住所地特例の適用を受けている場合には、前住所地、すなわち広尾町の被保険者となるよう見直されたものであります。

附則であります。この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第43号 広尾町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第44号

1、議長（堀田） 日程第5、議案第44号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第44号、平成29年度広尾町一般会計補正予算（第12号）につきまして提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成29年度広尾町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページの第1表、歳出であります。

7款2項道路橋りょう費に2,041万5,000円の追加であります。除排雪費用といたしまして、今後の出動を見込み、作業員賃金及び除排雪委託料、排雪車両借り上げ料を追加するものであります。

12款予備費につきましては、財源調整でありまして、全体予算を整理したものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第44号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第12号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議第2号

1、議長（堀田） 日程第6、発議第2号 議会広報特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本件は本町議会の内容等を広く町民に知らしめるため、調査研究及び議会広報発行等のため、6名の議員で構成する議会広報特別委員会を設置し、期間を平成32年4月29日までとし、閉会中も継続して調査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は6名の議員で構成する議会広報特別委員会を設置し、期間を平成32年4月29日までとし、閉会中も継続して調査することに決しました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任を行います。

本委員会の委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議長において指名したいと思います。

これより事務局長に朗読させます。

菅原事務局長、朗読願います。

1、議会事務局長（菅原） それでは申し上げます。

1番、浜野隆議員、4番、前崎茂議員、5番、志村國昭議員、7番、星加廣保議員、8番、渡辺

富久馬議員、10番、小田^{おだ}雅二議員。

以上です。

1、議長（堀田） これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会は、配付した議案のとおり選任することに決しました。

ここで、議会広報特別委員会の委員長、副委員長を互選するため、議会広報特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いします。

委員会が終了するまで、本会議を休憩します。

午後 3時38分 休憩

午後 3時48分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました議会広報特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので報告します。

議会広報特別委員会の委員長に前崎茂議員、副委員長に浜野隆議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

あす10日から15日までは議事の都合により休会とし、16日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 3時49分